

官報

号外

昭和五十三年四月十八日

○第八十四回 衆議院會議録 第二十三号

昭和五十三年四月十八日(火曜日)

議事日程 第二十号

午後一時開議

第一 日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件

久保三郎君の故議員丹羽喬四郎君に対する追悼演説

行政監理委員会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求めるの件

職業訓練法の一部を改正する法律案(内閣提出)刑事事件の公判の開始についての暫定的特例を定める法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時六分開議

○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

○議長(保利茂君) 御報告いたすことがあります。

議員丹羽喬四郎君は、去る三月三十日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえませんでした。

同君に対する弔詞は、議長において去る四月五日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は多年憲政のために尽力しききに建設委員長公職選挙法改正に関する調査特別委員長の要職につきまた国務大臣の重任にあたられた議員正三位勲一等丹羽喬四郎君の長逝を哀悼しつつしんで弔詞をささげます

故議員丹羽喬四郎君に対する追悼演説

○議長(保利茂君) この際、弔意を表するため、久保三郎君から発言を求められております。これを許します。久保三郎君。

(久保三郎君登壇)

○久保三郎君 ただいま議長から御報告がありましたとおり、茨城県第三区選出議員丹羽喬四郎先生は、去る三月三十日逝去されました。まことに痛恨の念にたえません。

ここに議員各位の御同意を得て、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。

昭和五十三年四月十八日 衆議院會議録第二十三号 議員丹羽喬四郎君逝去につき弔詞贈呈の報告

す。(拍手)

丹羽先生は、明治三十七年、東京都赤坂青山に生をうけられ、長じて旧制水戸高等学校を経て東京帝国大学経済学部に進み、昭和五年に同大学を御卒業になりました。

そして、高等文官試験に合格された後、翌六年内務省に入省、群馬県警察部長、内務省外事課長などを歴任された後、昭和二十年には警視庁官房主事として、終戦前後の混乱期にあつて、首都の治安確保に御苦労を重ねられました。

戦後、官界を去られた先生は、離伏七年、この間中小企業経営の苦悩を身をもって体験されたのであります。

やがて、昭和二十七年講和条約発効後、先生は、先輩、友人の勧めもあつて、新生日本の発展に貢献すべく、同年十月に行われた第二十五回衆議院議員総選挙に、自由党公認候補として茨城県第三区から立候補されました。先生の真摯な姿勢と温かいお人柄に魅せられた郷土の人たちは、先生に力強い支持を与え、みごと初当選の栄を担われました。

自來、本院議員に当選すること九回、在職二十二年五カ月の長きに及び、この間国政に残された功績はまことに偉大なるものがあつた。

本院に議席を得られた先生は、政治家としての研さんを大いに積み、各方面に活躍されたのであります。とりわけ内務省時代に得られた豊富な経験と卓越した識見を縦横に駆使して、地方自治、建設行政の分野においてその手腕力量を遺憾なく発揮され、その存在はひととき光彩を放っておりました。

昭和三十四年には、自治庁の政務次官に御就任、自治省への昇格問題に尽力されてこれを実現に導き、また、地方財政の窮状を救うため、住民税の減税による減収分の補てん措置あるいは国の直轄事業の地方負担金に対する財源措置を講ぜられたのであります。

次いで、昭和三十八年には、推されて本院の建設

故議員丹羽喬四郎君に対する追悼演説

設委員長に挙げられましたが、先生の誠実にして信義に厚いお人柄と高い見識とは、与野党委員の信望を一身に集められたのであります。

時に建設委員会におきましては、治水、利水の両面にわたる河川の総合基本体制の確立が問題の焦点となつておりましたが、先生は、これまでのうんちくを傾けられ、明治二十九年に制定された河川法の全面改正と取り組み、この実現を果たされたのであります。

かくして、国政の各分野に著々と業績をおさめてこられた先生は、昭和四十六年、第三次佐藤内閣の運輸大臣に任ぜられました。

先生が運輸大臣に就任された同年七月には、東亜国内航空の「ばんだい号」の遭難事故、続いて全日空機と自衛隊機との接触事故と二つの大きな航空事故が発生し、先生は就任早々事故対策本部長としてみずから現地に赴き、直接遺体収容等の指揮に当たられました。

相次ぐ悲惨な航空事故を目の当たりにした先生は、「運輸行政の根本は、安全確保の確保にある。人命尊重がすべてに優先されなければならない。これこそが自分に課せられた使命である」とかく決意されました。そして、航空行政機構の整備

拡充、航空保安体制の整備など、安全確保の措置を強力に推進される一方、同年九月に行われた第八回日米貿易経済合同委員会出席して、米運輸長官と会談し、わが国の航空管制要員の訓練について米側の協力を要請するとともに、欧米各国の航空保安施設をつぶさに視察して、多大の成果をおさめられました。

また、海上交通の安全確保にも重大な関心を持たれた先生は、東京湾、瀬戸内海などの過密海域における航行の安全を図るため、海上交通安全法の制定にも尽力されました。

第六十八回国会における最重要法案でありました国鉄運賃法改正案の審議の際には、先生は担当大臣として、国鉄再建と法案成立を期して心血を注がれました。この審議は連日深夜に及び、先生

昭和五十三年四月十八日 衆議院會議録第二十三号

故議員丹羽喬四郎君に対する追悼演説 行政監理委員会委員長任命につき同意を求めるの件 日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求めるの件

七六〇

は極度の疲労から白内障を患い、痛みをこらえて病院から登院し、答弁に立たれたのであります。あのときの先生のお姿をいまこの壇上において想起するとき、いかに職務とは申せ、ただただ頭の下がる思いがいたすのであります。(拍手)

私は、この審議を通じて、幾たびか先生と鋭く論争を闘わねがらも、先生のお人柄には強く心を引かれるものがありました。そして、いつの日にか先生と、山積する運輸行政の諸問題について、虚心坦懐に意見を交わしたいと念願いたしておりましたが、いまとなつてはそれもかなわず、悔やまれてなりません。

このように、先生は、運輸大臣として安全輸送の確保という原点に立ち、じみちに粘り強く諸施策を推進されたのであります。その功績はまことに大なるものがあります。(拍手)

過ぐる一昨年十二月の総選挙後、初の国会において、先生は公職選挙法改正に関する調査特別委員長に選任され、本年一月まで在任されましたが、その後半において健康を害され、入院のやむなきに至りました。しかし、先生は強い責任感をもつて病院から委員会に出席し、その職務を遂行されたのであります。

一方、自由民主党にあっては、道路調査会長、総合交通調査会長、選挙制度調査会長等の要職につかれて、党の重要施策の立案、決定に大きな役割りを果たしてこられました。

また、先生は、調和のとれた豊かな郷土づくりのため、骨身を惜しまず尽瘁されました。豊富な経験と練達なる手腕を駆使して、県、市町村財政の改善に助力され、また、茨城県の後進性解消のため、道路の整備、河川の改修、開発の促進等々に労苦をいとわず奔走し、今日の茨城県の発展に大きな足跡を残されたのであります。

先生御逝去の日の三月三十日には、くしくも、先生が長年にわたり尽力してこられた国道六号線の土浦バイパスの開通式が行われました。この開通式に当たり、先生は病床から心のこもったメッ

セージを送り、その全面開通の実現を期してがんばりたいと切々たる心境を述べられたのであります。

大衆の心を心とし、きめ細かな温かい配慮のもとに、郷土のために献身してやまなかった先生に對し、県民は絶大な信頼と期待を寄せたのであります。御逝去のいま、先生を惜しむ声がはうはいとして県下にあふれておりますもの、けだし当然のことと申せましょう。

「徳は孤ならず」とは、先生が好んで揮毫した言葉であります。その言葉そのままに名利に恬淡とし、榮達を追わず、常にほほ笑みを絶やさず、その私生活は清廉、清潔そのものであります。

思えば、昨年七月に行われた参議院議員選挙に際し、先生は、自由民主党候補者の選挙事務局長として、苦しい選挙を闘っておられました。そのさなか、長年苦勞をともにされた最愛の奥様を亡くされたのであります。しかし、先生は最後まで選挙戦の陣頭に立つてその責任を果たされました。先生の苦勞はいかばかりであったのであります。公事の前のにおかれをむなしくする古武士の面影をほうふつとさせるものがあり、改めて先生の崇高な政治姿勢に心を打たれるものであります。(拍手)そして、私は、政治家の一人として、政治に携わる者の厳しさを痛感せずにはおられないのであります。

うそのない政治、国民と血の通う政治を信条とされ、ひたすら国を愛し、郷土を愛し続けてきた先生は、七十四年の生涯を静かに閉じてゆかれました。もはや、その端正なお姿も、微笑をたたえた温顔もこの議場に見ることはできません。寂寥の感ひとしおなるものがあります。

いまや、わが国内外の情勢はきわめて厳しいものがあり、かつてない重大な局面に直面いたしております。このときに当たり、崇高な人格と深い洞察力を持った練達の政治家丹羽喬四郎先生を失いましたことは、ひとり自由民主党のみならず、本院にとりましても、国家にとりましても、この

上なき大きな損失であると思さねばなりません。ここに、謹んで丹羽先生の生前の御功績をたたえ、その人となりをしのび、心から御冥福をお祈りして、追悼の言葉といたします。(拍手)

行政監理委員会委員長任命につき同意を求めるの件

○議長(保利茂君) お諮りいたします。

内閣から、行政監理委員会委員に市川誠君、稲葉秀三君、大槻文平君、林修三君、宮崎輝君及び八木淳君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、同意を与えるに決しました。

日程第一 日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求めるの件

○議長(保利茂君) 日程第一、日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。委員長(報告)を求めます。外務委員会理事奥田敬和君。

日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔奥田敬和君登壇〕

○奥田敬和君 ただいま議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求めるの件につき、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告

申し上げます。

日米間には、現在、日米犯罪人引渡条約がございますが、締結以来九十余年を経過しており、引き渡し対象犯罪が殺人罪等の伝統的な犯罪に限定されているため、最近の事態に適合しなくなっている面があり、これを改善することが望まれておりました。このため、一昨年一月以来、日米両国政府の間で、現行条約を全面的に改定するための交渉を行ってまいりました結果、案文について合意に達しましたので、本条約は、昭和五十三年三月三日東京において署名を行ったものであります。

条約の主な内容は、各締約国の法令により死刑または無期もしくは長期一年を超える拘禁刑に処するとされている犯罪について、刑罰等を行うために他方の締約国からその引き渡しを求められ、自国の領域で発見された者を、他方の締約国に引き渡すことを約束しております。また、引き渡し請求犯罪が政治犯罪である場合は引き渡しは行われず、自国民の取り扱いについては、被請求国は、引き渡しの義務を負わないが、裁量により引き渡しを行うことができることを定めております。引き渡し請求は、逮捕状の写し、証拠資料等の必要な資料を添付して外交経路により行いますが、緊急の場合、他方の締約国より要請があったときは、一方の締約国は、仮拘禁を行い得ることとなっております。さらに各締約国は、第三国から他方の締約国に引き渡される者を自国領域を経由して通過送送する権利を、他方の締約国に認めること等が定められております。

本件は、三月十日外務委員会に付託され、三月十七日園田外務大臣から提案理由の説明を聴取し、三月三十一日、四月七日及び十二日の三日間にわたり質疑を行いました。その詳細は会議録により御承知を願います。かくて、四月十四日採決を行いました結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○加藤一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、職業訓練法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 加藤一君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

職業訓練法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 職業訓練法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長木野晴夫君。

職業訓練法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔木野晴夫君登壇〕

○木野晴夫君 ただいま議題となりました職業訓練法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

申し上げます。

本案は、産業経済社会の質的転換に対応するため、公共職業訓練の実施体制の整備等について必要な措置を講じ、職業訓練及び技能検定に関する制度を確立しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、職業訓練及び技能検定について、事業主並びに国及び都道府県の責務を明確にすること。

第二に、職業訓練については、その多様化を図り、離職者に対する職業訓練の実施についても、他の適切な施設に委託する等機動的に運営するとともに、関係地域の労働者の職業の安定及び産業の振興に資するよう配慮すること。

第三に、専修職業訓練校及び高等職業訓練校の区分を改め、また、各種の職業訓練施設の役割り、分担についても明らかにすること。

第四に、事業主等の行う職業訓練に対する援助等を強化するため、国は、職業訓練に関する情報の提供等を行い、また、事業主等の行う職業訓練に対して、諸種の助成等の措置を講ずるほか、国及び都道府県は、認定職業訓練以外の職業訓練についても広く援助を行うように努めなければならないこと。

第五に、現存の職業訓練等に関する法人の統合を行い、中央及び地方の職業能力開発協会を設立するほか、協会の行う業務及び技能検定委員の地位等に関する規定を整備すること。

第六に、単一等級技能検定の導入その他所要の規定の整備を行い、雇用保険法等関係法律について所要の改正を行うこと等であります。

本案は、去る三月二十三日本委員会に付託となり、本日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(保利茂君) 内閣提出、刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案について、趣旨の説明を求めます。法務大臣瀬戸山三男君。

〔国務大臣瀬戸山三男君登壇〕

○国務大臣瀬戸山三男君 刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案について、その趣旨を御説明いたします。

現行刑事訴訟法第二百八十九條は、「死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件」に関する公判は弁護人がなければ開廷することができないこととしておりますが、最近、一部過激派関係等のこの種事件において、弁護人が、被告人と意思を同じくして、いわゆる法廷闘争戦術として、正当な理由がなく公判期日に出席せず、裁判長の許可を受けないで退廷し、あるいは法廷の秩序を乱して裁判長から退廷を命ぜられ、さらには、訴訟を遅延させる目的で辞任するなどしたため、当該公判期日に予定されていた審理が行えないものもあつた、その後の手続の進行が阻害されるという事態が生じ、これが訴訟手続を遅延させている実情にありまふ。

このような異常な事態を放置するときは、国民の法秩序に対する信頼を大きく揺るがせることとなると考えられるのでありまして、速やかにこの

ような事態を是正し、この種事件の審理の適正迅速化を図るため、刑事訴訟法第二百八十九條第一項に規定する事件について、一定の要件のもとに、弁護人がなくても開廷することができるとする特例を定め、もつて刑事裁判の運営の正常化に資することとする緊急の必要性があるのであります。

この法律案は、まず、第一条において、本特例が一部過激派等の事件の審理に見られるような異常な状況に対処するためのものであり、また、事態の抜本的解決が図られるまでの間の暫定的な措置であることを明らかにしております。

次に、第二条において、弁護人がなくても開廷することができるとする要件及び開廷することができるとする期間を定め、必要最小限度と認められる次の四つの場合、すなわち、一、被告人が訴訟を遅延させる目的で私選弁護人を解任し、または辞任するに至らざるとき、二、私選弁護人が訴訟を遅延させる目的で辞任したとき、三、私選弁護人が、正当な理由なく公判期日に出席しないとき、または裁判長の許可を受けないで退廷したとき、四、私選弁護人が裁判長から法廷における秩序を維持するため命じられて退廷したときのみ、この場合であつて、当該辞任、不出頭、退廷または退廷命令の理由となつた行為が被告人の意思に反すると認められないときであり、かつ、裁判所が審理の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときに限るとしております。

次に、弁護人がなくても開廷することのできる期間については、弁護人の不出頭または退廷の場合には当該公判期日に限るものとし、弁護人の解任または辞任により、被告人に弁護人が付せられていない状態となつた場合には、新たに弁護人が選任されるまでの間とすることとしております。

なお、この場合、被告人は、いつでもみづからの意思で私選弁護人を選任するか、国選弁護人の選任を請求することにより、新たな弁護人の選任を

昭和五十三年四月十八日 衆議院會議録第二十三号 刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案の趣旨説明に対する山崎武三郎君の質疑

七六一

実現できることは言うまでもありません。

以上がこの法律案の趣旨であります。(拍手)

刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(保利茂君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。山崎武三郎君。

(山崎武三郎君登壇)

○山崎武三郎君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案について、総理及び法務大臣に対して質問いたします。

過日の成田新空港施設に対する極左暴力集団の襲撃事件は、わが国の治安上きわめて憂慮すべき事態を生ぜしめたばかりでなく、わが国の国際的信用をも著しく失墜せしめるに至ったのであります。さらに昨年のハイジャック事件を初め、彼らによつてこれまで繰り返されてきた過激な犯罪行為は、法秩序そのものに対するあらさな挑戦であり、その防遏のためには、あらゆる方策を強力に推進してこれに対処すべきであります。(拍手)なかんずく、彼らによる不法越軌行動に対しては、徹底した取り締まりと並んで、迅速にして厳正な処罰を行うことが何よりも肝要であると考えます。

ところで、成田新空港開港阻止を呼号する過激派集団による不法事犯については、過日の管制塔破壊事件を除いても二十人以上が検挙され、起訴された者も五百名を超えていると承知しております。しかるに、第一審の裁判が終了した者はその一部にすぎず、四百名以上の被告人についての裁判は、いまだお延々として行われており、その多くは、第一審判決に至るまで今後十数年を要すると言われております。

そして、これらの事件の中には、昭和四十六年

に発生した警察官三名が火だるまになって殺害された事件も含まれており、一方、無辜の市民二百名近くを殺傷した連続企業爆破事件や浅間山荘事件、リンチ殺人事件等のいわゆる連合赤軍事件においても裁判は遅々として進まず、審理終結時期の見通しすら立たない状況にあると聞いております。しかも、これら事件の被告人中四名が、その後発生したクアラルンプール事件及びダッカ日航機ハイジャック事件において、日本赤軍によつて外国に奪い去られたのであります。

このような事態に対処するためには、これら過激派による不法事犯の検挙、取り締まりをさらに徹底すべきであります。いかにこれを徹底したとしても、裁判が右のような状況にある限り、彼らによる不法事犯の防遏はとうてい期し得ないと思ふのであります。

そこで、まず第一に、政府は、かかる過激派の法秩序に対する挑戦行為に対し、どのような決意をもつて臨もうとするのか、また、右のような過激派事件の裁判の現状につき、どのような認識を持っておられるのか、これらの点について総理並びに法務大臣の御見解を承りたいのであります。(拍手)

第二に、本法案を緊急に成立せしめる必要性についてお尋ねいたします。

すでに明らかなように、いわゆる過激派裁判はきわめて遅延しているのではありませんが、その間にあって、一部の弁護人による不当な法廷闘争戦術が横行し、これを放置するときは、わが国の裁判制度自体が崩壊するおそれがあることを指摘したいのであります。

すなわち、ただいまの政府の説明にもありましたとおり、この種事件においては、弁護人が裁判粉砕を呼号する被告人と一体となり、刑事訴訟法に定める必要の弁護制度、すなわち、弁護人が在廷しなければ法廷が開けない制度を逆手にとり、不出頭、退廷、さらには辞任といった戦術をとつて、ことさらに弁護人不在の状態をつくり出し、審

理を阻止するのみならず、さらには、いつでもそのような戦術をとるという姿勢を示すことにより、いわば必要の弁護制度を人質にして、事件の審理の進め方、公判期日の指定といった本来裁判所の専権に属すべき事項についてまで不当な要求を繰り返して、裁判所をしてその要求をいれざるを得ない状態に追い込むという方法により、審理の大幅な遅延を生ぜしめているのであります。

たとえば、さきに触れた連続企業爆破事件や連合赤軍事件においては、これまでに多くの公判期日が空転し、起訴後数年を経ているにもかかわらず、いまだ事件の実質的な部分についての審理に入っていない状況であり、さらに、成田関係事件においては、一カ月におよぶ一回、それも半日しか公判が開かれていない状況にあると聞くのであります。

このような一部の弁護人による法廷闘争戦術は、過激派と一体となつて裁判制度を否定しようとするものであり、これが、訴訟関係者の話し合いによつて解決し得るようなものでないことは明らかであると申すはかありません。

本法案は、このような異常な事態に対処し、刑事裁判をあるべき姿に戻すための必要最小限の措置であり、今回の成田事件関係でさらに百名を超える起訴がなされた今日、本法案の速やかな成立は、良識ある一般国民の強く望むところであると信ずるものであります。この点についての法務大臣の御所信を承りたいのであります。

第三に、本法案について、昔間これを弁護人抜き裁判あるいは暗黒裁判であるとして反対する向きがありますので、本法案の真の趣旨について重ねてお尋ねしたいのであります。

まず、本法案を弁護人抜き裁判法案とする点についてであります。本法案は、被告人が弁護人の弁護を受けることを望んでいるのに、これを排除して裁判を強行しようとするものではありません。本法案は、きわめてしほつた要件を定め、裁判所の慎重な配慮のもとに裁判の進行を図らうと

するものであり、弁護人は、いつでも法廷に戻り、弁護権を行使することができるのであります。その意味において、本法案による裁判を弁護人抜き裁判などと称することが当を得ないものであることは明らかであると考えます。(拍手)

また、本法案の成立が暗黒裁判を招来するとの点についてであります。わが国の裁判所は、常に被告人の主張にもよく耳を傾け、いやくも誤つて無辜の者を処罰することのないよう十分配慮しており、最高裁判所を頂点とするわが国の裁判制度が全体として公正に運営されていることは、疑いの余地がないと信ずるものであります。

したがって、本法案が成立した場合、その運用によつて暗黒裁判が招来されるようなおそれは全くないと考えるのであります。これらの点についての法務大臣の御所見を承りたいと存じます。

最後に、本法案について日本弁護士連合会が強く反対し、これにかわる措置と称する提案がなされているようであり、これらの点についてお尋ねいたします。

日弁連が、かねてから本法案に対して反対の態度を打ち出していることはすでに公知の事実であり、これに同調して本法案に反対し、あるいは少なくとも日弁連との話し合いができるまで本法案の審議を見合わせるべきであるとの見解も一部に見られるのであります。

しかしながら、法律案を十分慎重に、かつ速やかに審議し、その可否について判断を示すことがわが国会の責務であることは改めて申すまでもないところであります。一部の反対により法律案の審議自体をも遅延せざるを得ないことは、国会の責務からしても、とうてい許されることではありません。

また、いわゆる日弁連の主張するところは、たとえば裁判官、検察官、弁護士の法曹三者の最高責任者による話し合いにより、あるいはこれら三者による法廷対策連絡会議を設置するなどして、異常事態の解消を図るべきであるとしているので

ありますが、このことは、具体的事件に関し、担当裁判官以外の第三者が裁判に介入することとなりかねず、司法の独立に関する憲法の大原則に触れるおそれもあり、一方、このような方法が、本法案で問題としているような一部の弁護士の不当な活動を阻止し得るものでないことは明らかであります。

本来、かかる不当な活動を行う弁護士については、弁護士会において、速やかに厳正な懲戒措置をとるべきであります。しかしながら、現在の日弁連及び各弁護士会は、憲法に定める三権のいずれの監督にも服さないという完全な弁護士自治の上に安住し、その果たすべき使命を十分に果たしていない実情にあると言わざるを得ません。

私は、弁護士の懲戒を含む弁護士会の運営が、国民的監視のもとに行われるよう、現行弁護士法に所要の改正を加えることについて、真剣に検討を行うべきではないかと考えるものであります。(拍手)

しかしながら、この点については、検討を要する問題も少なくなく、結論を得るに至るまでなお日時を要するものと思ひます。

以上申し上げたような現状を総合勘案するとき、本法案第一条に明記されているように、「最近における一部の刑事事件の審理にみられるような異常な状況に対処するための当面の措置として、」本法案が一日も早く成立することが必要不可欠であると考えておりますが、これらの点に関する総理及び法務大臣の率直な御見解を承りたいと存じます。

以上をもって私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣福田雄夫君〕 お答えを申し上げます。

ただいま御質問の中で、民主主義を愛し、法秩序を守る、その決意を秘められての御所見、私の考え方と全く同じであります、その御見識に對しまして心から敬意を表します。(拍手)

法秩序が厳正に維持されることは、民主主義法治国家存立のための必要最小限度の条件であります。暴力をもって法秩序を破壊しようとする者に對しましては、国民各位の理解と協力のもとに断固たる態度をもって臨む所存でございます。

こういう考え方に基きまして、第一には、このような破壊行動に對しましてはその検挙、取り締まりを徹底させる。これが第一。第二には、迅速、厳正な刑罰の実現を図る、こういうことであります。本法案は、そのような考え方に基づくものであります。今日の社会の状況また裁判の運営、そういう状態を見てみますと、この法律案が一日も早く成立する、これは民主日本を守り抜くためのぜひ必要な要件である、このように考えております。

ぜひとも御協力のほどをお願い申し上げます。(拍手)

〔国務大臣瀬戸山三男君登壇〕

○国務大臣〔瀬戸山三男君〕 過激派等の法を犯す者に対する対策、対処、これについては、ただいま総理大臣からお答えになりました。私は、その残余の問題についてお答えをいたしたいと思ひます。

申し上げるまでもなく、わが国の憲法は、平和憲法を唱え、国民の人権を規定し、そしてわが国の国民の平和と安全を図って、自由闊達な活動ができる社会をつくるということを目標にしております。法治国家を維持して豊かな国をつくらうという、それに対して、法を犯し暴力によって法秩序を乱すという者は、断じてわが国において許すべきでございせん。でありますから、かような者は徹底的に検挙し、責任の所在を明らかにして、処罰すべき者は処罰する、当然のことでございます。

ただ御承知のとおり、法の目的を最終的に決定するのは裁判でございます。いかに法に規定しておいても、その実効を上げるということが法治国家の本義でございますが、残念ながら、この種過

激派の關係してある事件の刑事裁判においては、法を無視するという立場で、裁判を否定するという立場で、あらゆるいわゆる法廷闘争が行われておる。そして裁判がなかなか進まない。こういうことは法治国家の意味をなしませんから、被告人と弁護人が意思を通じ先ほど提案の趣旨で申し上げましたような事態のときには、憲法はさうなことをねらっておりませんから、この法案をぜひ成立させていただいて、真の意味の、憲法がねらう、また刑事訴訟法がねらう法治国家の実を上げようという趣旨でございます。

この法案に對していろいろ御批判がおります。先ほど山崎議員からも御指摘がありました。が、この法案に對して、弁護人抜き裁判だとかあるいは暗黒裁判だとかという御批判があります。御批判は自由でありますけれども、とんでもない誤解曲解であります。むしろこの法案は、先ほど提案の趣旨に申し上げましたように、裁判というものはきわめて厳肅なものであって、法治国家の最後のとりででありますから、ルールに従って弁護人はちゃんと弁護人らしくやっていただきたい、法廷にとどまって、堂々とルールに従って被告人の弁護に当たっていただきたいというのがこの法律の趣旨でございます。(拍手)

なお、暗黒裁判、こういうこともよく言われております。日弁連等でもさうなことを言われております。私は、そういう方は、一体日本の法治国家の法律の専門家であらうかということを疑ってかかっております。断じてさうなことはこの法律によって起こりません。さうなことをねらっておりません。さういふことでは、日弁連の反対はさういふことでございせん。なお、日弁連の表面上の反対はさういふことでございせんけれども、多くの眞の法律家としての弁護士の方々は、おおよそ御賛成だと私は見ております。

それから、日弁連との協議とかいうお話がありました。が、おおよそ先ほど申し上げましたように、裁判は、裁判所また検察、それから弁護人、いわゆる

ゆる法曹三者の鼎立の中で裁判が進行するのは当然でございます。したがって、司法については三者が相協調し、努力をするということがわが国の、法治国家のたてまえでございます。でありますから、いろいろな面で、お互い法治国家の実を上げるために努力をしなければならぬ。そういう意味の話し合い、協調は当然でありますけれども、事の件に関しては、話し合いができる状態ではございません。先ほどお話しのように、弁護人抜き裁判であるとかあるいは暗黒裁判であるとか、まるで過激派のピラミッドなことでは願ひでおられる弁護士でありますから、そういうことでは現実に話し合いができないのである。

なお、もう一つ、何とかはかに規制の方法はないかというふうな、あるいは三者の協議会というふうなものかどうかというお話もありました。大体、よく皆さんお考えいただきたいのであります。裁判については、裁判所、検察あるいは弁護人、この三者が足をそろえて公正な裁判をして、被告人の人権を侵害しないように、また法治国家の実を上げるように力を合わせなければならぬ。とくに、先ほど提案趣旨で申し上げましたような事態があらって、法治国家を破壊する現実が起こっております。

こういう状態ではありますが、そういう際にも、もしおかしな裁判官があれば、国会に設置してあります弾劾裁判所という国会の組織によって、国民の名においてこれを弾劾する組織になっております。また、検事におかしな者があれば、不適当な者があれば、そういうときには検察官資格審査会という第三者機関があつてこれを規制するようになつておる。ところが、裁判の重要な一つの柱である弁護士についてはそれが無いわけでございます。重要な法治国家の一翼を担う弁護士については、弁護士法によつて自律権を与えられておる、その自律の機能が今日機能しないところに問題がある。できれば将来、国会等でお互いに研究をして、弁護士といえども、国民に對してあるいは国

昭和五十三年四月十八日 衆議院會議録第二十三号 刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案の趣旨説明に対する稲葉誠一君の質問

七六四

会に対して責任を負うというチェックの機能をこしらえることが極めて重要でありますけれども、今日ただいま非常にむずかしい問題でありますから、簡単にいいないというところがございす。こういう点は、将来お互いに研究をして進めなければならぬものだと思います。(拍手)

○議長(保利茂君) 稲葉誠一君。

〔稲葉誠一君登壇〕

○稲葉誠一君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案、俗に弁護人抜きとか、弁護人なし裁判法とか言われるものにつき、福田総理大臣、瀬戸山法務大臣に対し、若干の質問を行わんとするものであります。(拍手)

まず最初に、総理大臣にお尋ねしたいのは、本法案と日本国憲法、特に第三十七条第三項の弁護人依頼権との関係であります。

およそ近代民主主義社会においては、資格ある弁護人の弁護活動を抜きにしては刑事裁判を語ることは許されないのであります。日本国憲法が保障している公平な裁判「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。」憲法第三十七条第一項と、適正手続「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」という憲法第三十一条のデュープロセスを実現し、かつ担保するためには、資格を有する弁護人による弁護活動を必要不可欠とするのは自明の理でございます。(拍手)

そのゆえにこそ、憲法第三十七条第三項は「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。」と明記しているものであります。この弁護人依頼権は、憲法が保障するところであって、いかなる場合にも奪うことを許さない基本的な権利なのでございます。(拍手)

それは、事案が、社会的に仮にどう目される事案

でございまして、何ら変わることなく手厚く保障されるべき権利であると考えるのでございす。

しかるに、この法案は、必要的弁護事件について弁護人なしの裁判を広く許容するものであって、明らかに憲法第三十七条第三項の本旨に反するものと言わなければなりません。

のみならず、明治十三年制定の治罪法以来は百年にわたるわが国司法の歴史を顧みても、必要的弁護事件については、被告人が弁護人を希望しない場合においてさえ例外を認めず、必ず弁護人を付してきたのでございまして、かの悪名高い治安維持法時代においても、この法案のごとき弁護人なき裁判を認めた例はないのでございす。(拍手)ただ、昭和十七年に戦時非常立法として制定された戦時刑事特別法の第二十四条、灯火管制下等における窃盗の場合に唯一の例外を見るのみでございす。

しかるに、この法案の特殊性、異常性は、右の歴史的事実に基づいて考えるとき、戦時下においてのみ例外として認められたものをここに認めようとするものでございまして、かかる歴史的事実に照らしても、われわれは賛成することができないのでございす。

しかも、規定するところの不確実かつあいまいでございまして、裁判所によって一方的に認定される危険性を多分に持つておる本法案は、右憲法第三十七条第三項との関連において、その近代憲法の精神に背くものではないか、これが質問の第一でございす。

政府は、アメリカの裁判例を引いて説明し、自己の理論の正当化を図っておるのでございす。が、しかし、アメリカにおいて弁護を受ける権利の放棄には、厳しい制限が付されておりました。今回の法案のような推定規定といえますか、みなし規定といえますか、いずれにせよ、擬制によつて放棄の意思を認定することは絶対に禁止されており、正常な意思を持って、権利の内容を十

分理解した上でなければ、弁護人依頼権その他の憲法上の権利の放棄はできないというのは、連邦最高裁判所の確立した判例でございまして、本法案とは全く異なるのでございす。

また、西ドイツの場合も、日本と国情が違うのでございまして、日本のプロフェッショナルな弁護士制度とも異なるのでございまして、この点をもって説明するのも全く牽強付会と言わなければならぬのでございまして、以上、特に憲法第三十七条第三項との関連において、総理大臣の答弁を求めるものでございす。

以下、法務大臣にお尋ねいたします。

その一は、今日において、この法律のごとき異常なる立法を必要とするほどの深刻、異常な事態が現実の裁判において生じているかということであります。

政府当局が立法理由の根拠としておるものは、昭和四十四年当時の大学紛争発生時など古いものが多く、かつ、全国の数多い刑事事件全体のごく少数の事例にすぎません。しかも、これら少数事例においてすら、弁護人なしの裁判を許すべき理由が存したとは考えられないのでございす。公判期日の百回の指定あるいは月四回の指定問題等を見ても、裁判所側、弁護士の実務に対する無理難題や、事案の特殊性を無視した一方的な強行態度が見られ、それらによる裁判所の妥協を欠いた措置が、被告人、弁護人の不出頭の原因ともなっていると考えられるのでございす。弁護人側が一方的に非難されるべきものではありません。現在は別段問題なく運営されているのではございせんか。政府は、かかる事実をいかに理解しておられるのでございすでしょうか。

質問の第二は、本法の立案に当たって、国会の意思が十分尊重されていないという点であります。

司法制度の改正に当たっては、法曹三者、すなわち、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、法曹三者の意見を一致させるよう、その調整に努

むべきことは、昭和四十五年の裁判所法の一部を改正する法律案及び翌四十六年の民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する国会法務委員会の附帯決議において明示されているところであります。また、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会の法曹三者によって構成された三者協議会においても、司法制度に関する法律、規則の制定、改廃についての法案を法制審議会に諮問する場合、あらかじめ、まず右協議会の議題に供すべきことが確認せられておるところであります。

しかるに、法務省が一方的に諮問を行ったことは、明らかに右決議等の趣旨を無視し、国会の軽視ではないかと考えるのであります。この点についての見解を承りたいし、また法務省の諮問以来二カ月足らず、実質審議は法制審議刑事法部会においてわずか二回、それもきわめて少時間という超スピードで答申に持ち込んだのは、法曹三者の一員たる日本弁護士連合会との協調を無視するものではないか。

去る四月十五日、日弁連の会長就任パーティーがございまして席上、法曹三者でトップ会談を開くことを提唱し、これに対し日弁連会長、最高裁長官、検事総長も話し合いを歓迎する意向を示したと伝えられておるのでございす。一部新聞では正反對の記事も出ておりますので、この点に關して法務大臣の真意をお聞かせ願いたいと存じます。

質問の第三は、本法とハイジャック防止との関連でございす。

本法はハイジャックを防止するというところで立法をせられたものでございす。が、ハイジャックを憎み、その防止と犯人の厳罰を望むことにおいてはわれわれは当然でございす。しかし、本法によつてハイジャックが防止できると考えておる者はだれもおらないのではないでしようか。政府は、ハイジャック防止のための立法として本法を考へておるのか。

質問の第四は、本法案の内容規定がはなはだ

いまいである、認定いかんによつては大きな人権侵害を伴う危険性があるということをごさいます。

訴訟を遅延させる目的の場合に適用されると言いますが、その認定に困難が伴うのではないかと思います。もし審理を急ぐ余り、認定が安易に、一方的に行われるようなことがあれば、被告人の弁護を受ける権利が不当に侵害され、暗黒裁判の招来を来すのではないかと憂えるのであります。

また、被告人と意思を通じて云々も、同様です。非常にあいまいな規定であり、乱用される危険性が非常に大きいものではないか。

また、暫定的とは一体いつごろまでを言うのか、時限立法なのか、時限立法でないのか、さっぱりわからないのであります。はっきりさせていただきたいと思ひます。

裁判所が職権的に弁護人の辞任、解任の理由目的を追及したり、弁護人の行為が被告人の意思に反するものであるかどうかを究明したりすることは、被告人と弁護人との間の信頼関係や弁護人の守秘義務に介入を来すことにもなり、その意味でも弁護人制度の基礎を揺るがし、弁護人依頼権を侵害することに結びつくのであります。

以上、本法案について考察し、若干の質問を呈しました。

本年一月二十三日の法制審で、弁護士委員から、一、法曹三者の協議によつて問題解決に当たる。二、国選弁護人推薦のための方策をまとめていく。三、弁護士活動に関する弁護士会内の相互批判を強め、自治能力を高める。の三点を信用して、今後の弁護士会の対応を見守つてほしいとの発言がなされました。こうした事態解明への芽が出ております。こうした事態解決の芽を大切に育てていくべきではないか、所見を問う次第であります。

以上、要するに、本法案は刑事裁判制度の根幹に触れる重要問題を含む法案でございまして、政府のごとく、いたずらに急ぐべき性質のものではないのでございまして。われわれは、ひたすら冷静に、一時の風潮に流されることなく、憲法を遵守し、基本的人権を擁護することを目的として対処していきたいと考えてるのでございまして。

いまま福田内閣は……

○議長(保利茂君) 稲葉誠一君、申し合わせの時間が来ております。簡単にお願ひします。

○稲葉誠一君(統) 四高、日中その他各方面の問題です。この評判悪く、気の毒にも国民の支持を失いつつあります。かかる段階において、以上述べたごとき悪法を提案することは……

○議長(保利茂君) 稲葉君、時間が過ぎております。

○稲葉誠一君(統) 民主主義の自殺であり、断じてわれわれの容認できるものではないと思ひます。すべからず一刻も早く本法案を撤回することを要求して、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(福田起夫君) 本法案の内容は憲法第三十七条第三項に違反するのではないかと、そのような御質問でございしますが、御指摘のように、わが国の憲法は、その第三十七条第三項におきまして、刑事被告人が弁護士を依頼する意思を有する場合におきましては、いつでもこれを依頼することができる旨を規定しておるのであります。

ところで、本法案は、このような被告人の権利をいささかも害するものではありません。被告人は、いつでも法の定めるところによりまして弁護人依頼権を行使することができるとしておるのであります。憲法違反の問題は毫もないということをはっきり申し上げます。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 稲葉さんは、この法案が憲法三十七条に反するのではないかとのお話でございしますが、そういうことをおっしゃる方も世間にはあります。ありますけれども、いま総理からお答えになったように、先ほども申し上げ

ましたが、これは弁護人を排除するのじやありませんので、どうぞひとつ刑事訴訟法のルールに従つて、裁判所というアンパイアに従つて、土俵の上で堂々とやつてくださいという法律でございします。(拍手)全然憲法に反するわけじやありません。

憲法に触れましたから申し上げておきますが、憲法は多くのいわゆる基本的人権を規定しております。これは尊重しなければならぬ、当然のこととあります。そういう意味でいま弁護士の選任権も権利として認められておりますが、しかし、これは、法秩序を破壊し、裁判を否定するようなために与えられておるのじやないということをどうかよくお考え願ひたいのであります。(拍手)

そういうことは憲法十三条に、国民に与えられておる基本的人権は社会福祉のために利用しなければならぬ、乱用してはならないとちゃんと書いてあります。

それから、過激派裁判に近來異常はないじやないかというお話でございしますが、大変な異常があつて、昭和四十七年の例の浅間山荘事件などというものは、十回以上も先ほど申し上げたような事態で裁判が行われておらない。開廷しても裁判が進まないでございします。最近ようやく落ちついておることは事実でございしますが、これはこういう提案の話が出てきてからおとなしくなつておるといふだけのことでございします。(拍手)

それから、法曹三者の協議会を設けないじやないかというお話であります。(発言する者あり)まあ話を聞きなさい。法曹三者の協議によつて、司法制度に関する重要な問題は、法曹三者によつてよく協議をしないというところが国会の決議に数回あります。その国会の決議に反しておるのじやないかというところでございしますが、もとより、先ほど申し上げたように、裁判は三者足並みをそろえてやるということが大切でございしますから、できるだけ司法制度に関することは三者がお互いに法治国家を守る。そして弁護人は被告人の

人権と公正な裁判を求める。檢察、裁判も同じでございします。でありますから、足並みをそろえて、お互いに協議をしていくことが最も大切なこととでございしますが、この件に関しては最初から反対で、街頭運動をしておられるような状態でございますから、話し合いに乗らないので、そういうことを相手にしておるわけにはいかないということとでございします。

それから、法制審議会の審議が二日だけで済んだじやないか。法制審議会においては十分審議をされて、各問題点を指摘して、そして刑事法部会及び法制審議会の総会で、全員の意見を徴してから答申があつたのでありますから、軽率に行つておるわけではございません。

なお、私が日弁連の新役員披露の席で、ごあいさつの中で言つたことが新聞の一、二によつて意味が違ふように書いてあるが、あれはどういうことだったのだというお話でございしますが、新聞はいろいろその観点によつて違いますから、半分以上で半分がうそでございします。(拍手、発言する者あり)

また、私がその際申し上げたことは、先ほど来申し上げておりますように、法曹三者はお互いに重要な法治国家の三本の柱でありますから、そういう観点でやつていただきたい。でありますから、このごろ日弁連の動きを見ておると、きわめて、日本の最高の弁護士の集まりである会としては、非常におかしな行動があるというところは遺憾であるというところを申し上げたわけでございします。

(拍手)そこで、これはこれとして、お互いさくばらんに意見を交換して、そして国民の期待にこたえるようなことにならうじやないかと言つただけでございします。

それから、ハイジャック防止、これでハイジャックが防止されるのかというお話、この法律をつつただけでハイジャックを防止し得るとは考えておりません。(関係ないと呼ぶ者あり)関係ないというお方がありますから申し上げます

が、こういう過激派に対するあらゆる対策を講ずるといふことが法治国家の実を上げるということとでございます。こういう者を放置しておつたのでは、国民は、法治国家に対して信頼が薄れるというところでございますから、ハイジャックのみならず、かような過激派に対する一連のものとして考へておるわけでございます。

内容があまりいいだと言われておりますけれども、それは皆さんがあまりいいしておるわけでございます。(拍手、発言する者あり)

それから、暫定的……(発言する者あり)暫定的です。これは皆さんが——私はその内容は先ほど説明してあります。弁護人の依頼権を害する、弁護人の依頼を害するということはございません。なお、日弁連の提案については、それが本当に実効あるものであるかどうかということを見きわめなければならぬでございます。(拍手)

○議長(保利茂君) 飯田忠雄君。

〔飯田忠雄君登壇〕

○飯田忠雄君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま提案理由の説明がありました刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案について、総理大臣並びに関係大臣に質問いたします。(拍手)

この法案が、刑事訴訟における必要の弁護制度の存立基盤を揺るがすとともに、刑事被告人の弁護人依頼権を定めた憲法の趣旨に触れる重大な内容を持つておりますことは、各方面から強く指摘されておるところであります。

ところで、今日までに、衆参両院の法務委員会において、しばしば次の附帯決議を行つてまいりました。すなわち、司法制度の改正に当たっては、法曹三者の意見を一致させて実施するように努めるべき旨の附帯決議であります。しかも、この決議を契機に発足しました最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会の三者協議会も、同様の確認を

行つておるのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

しかるに、この法案の国会提出に当たりましては、法曹三者の十分な話し合いが行われていなかったと聞いております。国会のたゞ重要な決議について、政府はどのように受けとめ、またどのようにこれを生かしてこられたのか、まず初めに尋ねいたします。(拍手)

次に、この法案とハイジャックとかかわり合いに關する見解をお尋ねいたします。

ハイジャック犯人が、機内の旅客、乗員を人質として、裁判所に係属中の未決犯人の釈放、引き渡しを要求した場合、行政機関が裁判所に係属中の被告人を釈放することは、行政機関による司法権侵害にならないかどうか、また、裁判所が、裁判所に係属中の被告人の釈放、引き渡し要求に応じて釈放することは、裁判による行政への介入であり、許されることではないと解すべきものではないか、こうした見解から、政府、裁判所のいづれも責任をとることができず、そのため、人質釈放交渉が順調に行われず、その生命が危険に陥ることになる可能性が生ずるであらうまい。

それゆゑ、右のような事態の発生をできるだけ避けるためには、人質をとつた犯人によつてなされる裁判所に係属中の被告人の釈放要求の機会をできるだけ少なくすることも理由のあることとあります。こうした理由から、釈放要求の目的となる被告人の事件の裁判をできるだけ早く終わらせる必要性が出てきたと考へられますが、この問題について政府はいかなる見解をとつておられますか、お尋ねいたします。

次に、刑事訴訟法の必要の弁護制度は、憲法の根本原理の一つである基本的人権の保障を一層完備なものとするために設けられたものであります。憲法的要請である人権保障を後退させる結果を招く特例法の立法化は、きわめて問題が重大であると言わざるを得ないのであります。政府があらえて人権保障を後退させてまで、この法案を立法

化すべきものと判断された理由は何であるのか、お尋ねいたします。

人権保障と裁判の公平を期するという重大な意味を持つ必要の弁護制度の円満な遂行を保障するため、刑事訴訟法は、裁判所に職権による弁護人の選任を義務づけております。いわゆる国選弁護人の選任であります。この法案が規定している弁護人の解任、辞任、公判期日不出頭、無許可退廷などの事態が生じたときでありまして、現行の刑事訴訟法により、裁判所は国選弁護人の職権による選任義務を負うてゐるのであります。

しかも、判例によりまして、「現行制度の下においては、裁判所によつて選任せられた国選弁護人は、裁判所の解任行為によらなければ、原則として、その地位が継承することなく、また、正当な理由がなければ辞任の申し出をすることができないものであつて、しかも、その正当の理由の有無の判断は、選任権を有する裁判所がすべきものである。」とされてゐます。

それゆゑ、どのような要因によるものでありましようとも、弁護人が在廷しない事態が生じた場合には、裁判所が国選弁護人の選任を行へば足り、しかも裁判所が国選弁護人の解任を行わない限り、弁護人が欠けることは生じないはずであります。すなわち、弁護人を欠くため裁判ができな場合が生ずることは、法のたゞまえからはあり得ないこととありますから、刑事訴訟法が法律どおり実施されておりますならば、特例法の立法は必要がないと言わざるを得ないのであります。この点について、総理大臣並びに法務大臣の御見解をお伺いいたします。

問題は、被告人またはその支持者が、国選弁護人を脅迫あるいはその他の方法でその地位にとどまることを困難にする事態に陥れ、辞任させ、そのため一時弁護人を欠くに至る場合が生じたのではないかと、ということとあります。

し、後任の国選弁護人を得ることが困難となつた事実が、これまでにあつたのではないかと。このような事態が生じた場合には、事実上、弁護人を得ることができなくなり、公判廷を開くことができないことは明らかであります。

そこで、法務大臣及び国家公安委員長にお尋ねいたしますが、このような事態の発生が過去において実際にあつたのかどうか。また、その他、国選弁護人の選任手続が順調に運ばなかつた理由は、具体的にどのような理由に基づくものであつたのか。警察力でもつて弁護人の身辺の危険を防止できなかったものかどうか、お尋ねいたします。

また、そのような事態の発生が、今後もあり得るとの判断をしておいでになるのかどうか。そうであるならば、その判断は何を根拠にしておられるのか、お答え願ひたいのであります。

国選弁護人の選任の可能性が暴力により全く確保できない事態でありますならば、暫定的特例法の立法も必要であり、やむを得ないこととあります。しかしながら、必要の弁護制度に例外を設ける制度は、他に何らの方途もない場合に考慮すべきものであり、安易に採用すべきものではないと考へられます。たとえば、弁護士の責任において、国選弁護人の選任の可能性を保障する制度を確立し、あるいは法曹三者による共同機関を設置して、国選弁護人の選任を確保する方途もあると思へますが、いかがでございますか。

政府は、この法案の立法以外に、確信犯人の裁判において発生する事態の防止は不可能であると考へておられるのか。もしそうでありますならば、それはいかなるわけがあつたこととありますでしょうか。

この法案の立法は、現行の刑事訴訟法の円満な実施が保障されておりますならば、何ら必要とする理由のないものであります。法廷での種々の問題は、あくまで事実問題にすぎませんから、法曹三者の話し合いによつて解決するのが適当であると思へますが、いかがでございますか。

法曹三者の間で率直に話し合えない何らかの事情があるものでありましょうか。総理並びに法務大臣の率直な御見解をお尋ねいたします。

最後に、この法案が提出された背景には、被告人が憲法体制を否定する確信犯であり、弁護人が被告人の法廷における政治闘争を支援する行動に出て、極端な裁判の遅延を生じたことがあり、これを防止できるのであれば、あえてこの法案を成立させる必要はないのであるから、このような行動に出る弁護士の懲戒を第三者機関にゆだねる制度をつくれれば足りるとの意見もあると聞いております。このような意見についてどのようにお考えでありますか、総理並びに法務大臣の御見解をお尋ねいたします。

以上をもって質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣福田赳夫君登壇〕

○内閣総理大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。

確信犯の裁判で発生する事態の防止は本立法による方法以外にない方法はないのか、このような趣旨の御質問でございますが、いわゆる過激派裁判、これの進行状態がまことに異常であるというところは御承知のとおりでございます。この異常な状態にどういふふうに対処するか。法曹三者会談とか、いろいろ御指摘がありましたけれども、こういう異常な事態に對しては、現実的で、かつ効果的に対処しなければならぬということでありまして、政府におきましてはいろいろ検討いたしました。その方法といたしましては、本法以外にどうも現実的なこの対策というものは発見できない。ぜひともこの法案を早急に成立するために御協力願いたいとお願ひ申し上げます。

〔国務大臣(瀬戸山三男君) 飯田さんにお答えいたします。〕

国会で決議された司法制度に関しては、法曹三者でよく協議するように、それは非常にもっともなことでありまして、従来からいろいろ三者で協

議をしてきておることは、飯田さんも御承知だと思ひますが、先ほど申し上げましたように、この件でももちろん御協議を始めた。始めましたけれども、途端に反対の声明を出されて、協議ができないような状態になっておることを御理解願ひたいのであります。

それから、憲法三十七条あるいは刑訴法の二百八十九条、いわゆる弁護人選任の権利、このことについて、先ほど申し上げましたが、その被告人の権利の保障を後退させるという気持は一つもありません。先ほど申し上げましたように、いつでも弁護人は選任ができる。できますけれども、こういう場合の弁護人の選任は、そういう過激派の被告人と同じような、意思を通じて行動するような人ばかりでありまして、その他の弁護人は、御承知かも知れませんが、時間もありませんから細かく言いませんが、こういうのを依頼しないわけでありまして。そうして共同で行為をされて、先ほど申し上げましたような事態になってくる。

それから国選弁護人云々の話もありますが、そういう際に国選弁護人を弁護士会に依頼いたしますと、なかなか弁護士会から出していないだけない。うかつに国選弁護人になりますと、その御本人のみならず、家族の生命身体に危害を及ぼすというふうなことで、これは弁護士会の内部でそうおっしゃっておるのですから、つけ加えておきたいと思ひます。そういう事態でありますから、簡単ではないのでございます。とにかく裁判を否定しようという闘争の場に使っているのが前提でございますから、どうか御理解を願ひたいと思ひます。

それから、弁護人選任について法律どおり実施しておればこういうことは要らぬのじゃないか、そのとおりでございまして。そうあつていただきたいのです。どうかひとつ、先ほど来申し上げておりますように、正々堂々と、刑事訴訟法に定めておるルールに従つて被告人の黒白を明らかにし、責任のありや否やを明らかにする立場で被告人の

弁護をしてもらえば何にもこういうことは要らないのであります。それができないような状態になっておる。それでは、先ほど来申し上げましたように、わが国の裁判制度は非常に危殆に瀕する、ひいてはわが国の憲法その他の法律に定めておるいわゆる法治国家が崩壊する。ほかの裁判じゃないわけですから、数万とある刑事裁判の中でこういう過激派の少数の關係弁護人あるいは被告事件だけでございまして、これをどうか御理解を願ひたいのであります。

それから公設弁護人的なことはどうか、こういうことも、先ほど申し上げましたように、今後の対策としては検討しなければならぬと思ひますけれども、これはやはり司法制度全般の根本に觸れる問題でありますから、そう簡単にまいらない。今後各方面の意見を聞いて、この法律が要らないようにするためにはどういふふうにしたらいいかというところは、これこそ国会でもあるいは法曹三者でも真剣に検討して、道があればそれを開くべきであると考えております。

それから法曹三者での話し合い、これは先ほど触れましたが、そういう事件があつたときに、特定の裁判事件について他の第三者的な人々が集まつてこの裁判をどう進めるかというふうなことは、これはやはり裁判独立との關係もありますから、慎重に検討をしなければならぬ問題だと思つております。

まあ以上だと思ひますが、これで終わりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣(加藤武徳君) 飯田さんにお答えいたします。〕

○国務大臣(加藤武徳君) 極左暴力集団事件の公判に当たりましては、従来からのいわゆる法廷闘争等にかんがみまして、今後もしるいあるケースが予想されるのでございまして。

そこで、警察といたしましては、裁判所内におきましては裁判長が法廷警察権をお持ちでございまして、その要請に基づいて対処してまいります。また裁判所外におきま

て、弁護人等に不法行為がございましたり、あるいはまたそのおそれがあるような場合には、關係者として緊密な連絡を保ちながら警察措置をとつてまいる、かような所存でございまして。(拍手)

○副議長(三宅正一君) 高橋高望君。

〔高橋高望君登壇〕

○高橋高望君 私は、民社党を代表して、ただいま上程されました刑事事件の公判の開始についての暫定的特例を定める法律案につき、総理大臣並びに法務大臣に対し、若干の質問を行うものであります。

本法案の提案理由説明によりますと、現行刑事訴訟法はその二百八十九条において、一定の重大事件について弁護人がいなければ裁判が開けないという必要の弁護制度を定めておりますが、一部の過激派事件の裁判で弁護人と被告が一体となつて、いわゆる法廷闘争戦術としてこの制度を逆用し、正当な理由もなく弁護人が不出頭、退庭、辞任等を繰り返して裁判をストップさせ、おくらせているという実情にあり、このような異常な事態に對処するため、本法を制定する必要があるとしております。

確かに、たとえば著名な事件を見ると、浅間山荘事件など連合赤軍事件の裁判では、弁護人の不出頭、退庭で合計十回の公判が流され、三菱重工本社爆破などの連続企業爆破事件でも、弁護人の不出頭、退庭で六回の公判が開かれず、また弁護人の辞任により、半年の間裁判が開かれなかったとも伝えられております。このような状態を放置しておくと、これは弁護人、被告人のまさに裁判の否定に等しい行動を容認することになり、法の支配を基本理念とする民主主義の破壊にもつながるものであり、このような異常な事態が現にあるとすれば、それに対処する当面の方策として本法を検討することもまたやむを得ないことと考へるものであります。(拍手)しかし、一方、これ

昭和五十三年四月十八日 衆議院會議録第二十三号 刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案の趣旨説明に対する高橋高望君の質疑

七六八

らの過激派事件の審理も最近では大体平穩に推移していると言つて可い向きがあります。

そこで、まず法務大臣にお伺いいたしますが、最近のこれらの事件の審理の実情と、このように特例法の立法の必要性についてどのように考えておられるのでしょうか。

続いてお尋ねいたします。最近の成田空港開港阻止闘争における過激派の行動はもとに目に余るものであります。これに迅速適切に対処し、かかる犯罪行為を嚴重に取り締まらなければ、法治国家の根幹を揺るがしかねないゆゆしい問題であると考えます。

ところで、警察当局や検察当局がこれらの犯罪者を逮捕し起訴にまで達するには多大の労苦を伴うものであります。起訴した後、迅速かつ厳正に裁判が行われず、その審理が弁護人らの不当な活動により遅延するようであれば、いかに法を整備し、取り締まり体制を強化いたしましても、法の支配を貫徹するとの見地からすれば、絵にかいたもちに等しくなってしまう。この法案は、その意味でハイジャック対策にとどまらず、広く過激派の不法活動に対する有力な対策となり得るものであると考えますが、いかがでしょうか。

また、本法案については、過激派事件以外の一般刑事事件にも無制限に適用されることとなるとの批判があります。実際にこのような乱用の懸念をどう説明なさいますか。私は、本法案の適用対象は過激派事件や過激派の支援するような事件で、その審理において、過激派事件と同様の法廷闘争戦術がとられるような特殊な事件に限るべきであると思ひますが、このように理解してもよろしいか、お考えをお伺いしたいと思います。

この法案に対する反論の一つとして、最近の裁判所はその審理の迅速を望む余り、必要以上に弁護人の意見陳述等その活動を制約し、これに従わなければ退廷命令を頻発する等、その訴訟指揮が強権的に過ぎ、本法が制定されればそれがますます

す激しくなつて、弁護人の正当な弁護活動に大きな圧力をかけるおそれありとする見解があります。そこで、本法施行後、適切な運用が確保されることが必要であると思ひますが、大臣のお考えを承りたいと思ひます。

さて、必要の弁護の例外規定を設ける本法と憲法との関係についてお尋ねいたします。

憲法第三十七条は、刑事被告人の権利の一つとして、その三項に「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する辯護人を依頼することができ、被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する。」と規定しております。この規定の意義について、最高裁判所は、これまでの判決で被告人に弁護人を依頼する機会を与え、その自由な行使を妨げてはならないことであると述べております。この法解釈が生かされ、かつ本法案の運用が適切に確保されても、この法をつくること自体が憲法に違反するという向きがあります。この法律と憲法との関連をどのように説明なさるかお伺いしたいと思います。

さて、この際、私は、ここで弁護士法について考えたいと思ひます。

すでによく知られるように、弁護士法による「弁護士の、基本的な権利を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」となつております。過激派の弁護人が被告と一体になつて裁判拒否闘争を行つてゐるのであれば、被告人の権利を守ることに成るかもしれませんが、社会正義を実現するという使命も考えねばなりません。また、一万一千人を超える会員を持つ日本弁護士連合会は、弁護士登録から懲戒処分まで、責任と権限を持つ、民間ではただ一つの公的機関であります。

現行弁護士法は、世界に類を見ない内容を持つものであり、大多数の弁護士の方はその趣旨を生かして活躍を続けておられますが、一部のかかる事犯を扱う弁護士の中に、ややもすると弁護士自治の趣旨に照らして問題ある行動をとる者があり、弁護士法の自治を形骸化する可能性を指摘せ

ざるを得ません。(拍手) 検察官には検察官適格審査会が、裁判官には弾劾制度がありますが、弁護士に對しては、はかに第三者のチェック機関はありません。したがつて、その自律性はもとに大きなものであると言わねばなりません。

今回、この法案を検討せざるを得ないのは、その自治性に限界があることとあらはらるる関係にあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

(拍手) そして、諸外国では自治性を認めながらも第三者機関の懲戒権を認めておりますが、わが國としてもこの方向に向かうべきではないかと考え、本法に言う暫定的特例期間内に、弁護士法を初め所要制度の抜本的検討、整備を行うべきであると考えます。特に、國選弁護制度のあり方等を見直す必要ありと思ひますが、いかがでしょうか。(拍手)

以上、総理並びに法務大臣の所見をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(福田首相) 答へを申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)〕

○内閣総理大臣(福田首相) 答へを申し上げます。

いま御提案申し上げております法律案は、これは単にハイジャック対策ばかりじゃなくて、広く過激派対策としてきつめて有効であると考えますが、どうか、このようなお話であります。高橋さんのそのような御認識に對しまして、深く敬意を表します。(拍手)

政府といたしましては、法秩序にあえて挑戦する過激な集団暴力行為に對しましては、まずその検査、取り締まりに全力を尽くします。また、迅速で厳正な刑罰の実現を図る、このような二つの考え方を骨子として對処してまいりたい、このように考えますが、今回のこの法案は、このような基本的な方針の實行、そのための手段である、このようにお考え願ひたいのであります。過激派裁判が今日のような実情であるということは、法治國家としてのわが國といたしまして、まことに情けないというか、面目ないことでございます。ど

うかこの法案、その正常化というためのものではないので、ぜひともこの上にも御協力を願ひたいとお願ひを申し上げます。お答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣(瀬戸山三男君) 高橋さんにお答へする前に、先ほど飯田議員にお答へ漏れがあったところであるので、失礼いたしました。〕

それは、前に二回ありましたハイジャック事件の際に、裁判に係つておる刑事被告人を釈放するような事態になつたのは裁判に介入したことになりはしないか、適當ではないじゃないかというお話だつたと思ひます。まさにそのとおりだつたのです。法秩序を維持するといふ、特にいまのような法案まで提案をして御審議を願ふ事態にかんがみますと、そういうことは適當でない、やつてはならないという考えであります。御了解をいただきたくと思ひます。

それから、高橋さんにお答へいたしますが、いま総理からお答へになりましたほかの問題について、私からお答へいたします。

立法の必要性はどうかというお話でありましたが、これは前にも他の方にも申し上げたわけでございますけれども、御承知のように、刑事訴訟法二百八十九条には、死刑、無期または三年を超えたる刑のものについては弁護人を付さなければならぬといふことになっております。これは当然のことです。いわゆる弁護人の立場を擁護し、人権を尊重するといふ意味からでございますが、そのためにそれを阻害させれば裁判が進まないんだというふうな、そのことが逆手に使われて今日混乱をいたしてゐる、そういう特殊な場合には――憲法も公正、迅速な裁判といふことを規定しております。刑事訴訟法も御承知のとおり、公正、迅速な裁判といふことを求めております。でありますから、憲法及び刑事訴訟法、裁判制度の目的からして、法治國家としては、そういう法律を逆用して法治國家の根本を崩すような場合に

は、これに手当てをするのがあたりまえだという考え方を出しておるわけでございます。

それから、こういう立法が仮にできた場合に、成田事件等のあつた過激な行動にも適用されるのかというお話がありました。いま申し上げましたように、とにかく現在の日本の憲法その他に定めてあるものを破壊し、そして裁判に服さないという態度に出るような場合には当然に適用されまされども、さういふ事態は、先ほど申し上げましたように、数万件もある刑事事件の中できわめて少数のものでございまして、そう何もかもこのように事態が起こるといふことは考えられましませんし、またあるべき問題ではないと御理解をいただきたいと思います。

それから、こういう制度ができるというわけの裁判官の訴訟指揮権が、これを盾にとって強固になつて、強権的になつて、弁護人の弁護活動が非常に制約されはしないかというお話でございます。もちろん、裁判はそういうことがあつてはならないわけでございますが、これは私が裁判するわけではございせんけれども、日本の裁判所でそういうことは、現に先ほど申し上げましたように、多数の刑事事件をやっておりますが、そういう事態は全然起こつておらないのですから、それは御信頼をお願いしたいと思います。

また、仮にそういう法律に反するような異常な訴訟指揮をして裁判が進められます場合は、そのために間違つたことを起せば第二審、第三審というところにちゃんと改める組織が出てきておるわけでございますから、そういうことは御心配にならないでもいゝのではないかと私は思います。

憲法三十七条の問題は触れましたが、それから弁護士の使命云々というものであります。これは御承知ではありますけれども、弁護士の使命は、人権を擁護し、社会正義の実現に尽くすのが弁護士の使命とされておるわけでございます。そのために法律を研さんし、品位を高めなければならぬというところになっておるわけでございます。

が、なかなか今日ではそういうことにふさわしくないような人がおられるというところに問題がある。そういうことでございまして、これはきわめて少数のように見受けまされども、実はそういう方には失礼であります。日本弁護士連合会でも困つていらつしやるのが実情でございます。

でありますから、第三者機関でチェックする機能をしたらどうか。先ほどお話しのように、弁護士は高度の法律知識を持ち、高い教養を持つておられる方々ばかりというところでございますから、昭和二十四年に弁護士法が議員立法でできました際に、そういう高い見識を持ち、素養を持つ法律家の集団であるから、まず自律権であらゆる問題を処理していいじゃないかというところで決まつておりますけれども、それが今日は機能されないという状況になつておる。これは弁護士会の方がそう認めていらつしやるのですから、私が特に誹謗するのために申し上げておるわけではございせん。

そこで、何か第三者機関のチェック機能、先ほど触れましたが、裁判官には国会弾劾裁判所であるいは訴訟委員会とありまして、国民の代表としてこれをチェックする機能がある。一本の柱である検察官についても、検察官資格審査会というのがあります。これも国民の代表として国民にかつてチェックする機能がありますが、残念ながら、趣旨はいいのでありますけれども、現在は三本の柱の一つの弁護士についてはそういうチェック機能が機能しておらない。でありますから、説をなす人は、第三者の立場の国民的監視の機能をつくるべきであるという御意見もありますが、これは先ほど申し上げましたように、事弁護士会の自律権に係る重要な問題でありますから、相当慎重に協議をし、また検討をしなければ結論がさう簡単に出るといふものではない、かように考へております。

国選弁護人の選任の方法も、これはいまのものではないのかどうか、これもまた検討を要することでございますが、これもやはり弁護士会との関係でございまして、

がありますから、簡単にすぐ結論の出るというものではないということを御理解願いたいと思ひます。

○副議長(三宅正一君) 正森成二君。

〔正森成二君登壇〕

○正森成二君 私、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま提案のありました刑事訴訟特例法案について、政府の見解をただしたいと思ひます。

最近、政府・自民党は、憲法第九条を拡大解釈しつつ、国会の場外公然と戦時立法の研究を口にしています。また、一連の裁判は、司法の反動化が一層進行していることを示しており、刑法、少年法の改悪作業が引き続き推し進められて、います。君が代や教育勅語の礼賛など、危険な政治反動の強まりと軍国主義復活の動きの中で本法案が提出されてきたものであり、わが党は断じて容認することはできません。(拍手)

政府は、ハイジャック等の防止対策の一環として本法案を提出したものであります。裁判の遅延とハイジャック事件が全く関係がないことは、ダッカ事件の際、裁判の未決と既決とにかかわらず、収監中の凶悪犯罪人を政府みずから釈放し、国外に脱出させた事例を見るだけで明白であります。

今回の成田事件についても、結局は、いわゆる過激派暴力集団の盲動を許し、空港の心臓部である管制塔の占拠、破壊をほし、いまにまでさせたのであります。このように、政府が現行の法律で尽くすべきを尽くさず、警備すべきをしないところにまさに問題の根源があるのであります。

福田総理は、わが党議員の追及に対し、学園暴力が温床となつてゐると答弁しましたが、一体政府が本場に学園暴力や内ゲバ事件など、にせ左翼暴力集団の犯罪を徹底的に取り締まり、暴力集団を根絶する意思があるのかどうか、また、従来の姿勢についてどうのように反省をしているのか、私はまず最初に総理の明快な答弁を求めるものであります。(拍手)

第二に、この法案が提出されるに至つた経過についてであります。

裁判制度のあり方とその運営については、法曹関係者の意思の疎通が重要不可欠であります。ところが、司法制度の改正に当たっては、法曹三者の意見を一致させるという昭和四十五年五月以来三回にわたる国会の附帯決議や、これと同趣旨の法曹三者協議会の合意事項に反して、日本弁護士連合会との事前の協議もせず、一方的にこの法案を提出したことは重大であります。

これは、本法案が一方的かつ、強権的な性格のものであることをみずから証明するものにほかなりません。ことわざにも「過ちては改むるにはばかることなかれ」と言ひます。いまからでも遅くはない。法務大臣は、本案を速やかに撤回ないし凍結して、直ちに法曹三者で協議すべきだと考へるが、総理並びに法務大臣の見解を求めるものであります。(拍手)

第三に、この法案は、憲法三十七条三項に定めた刑事被告人の弁護人依頼権を侵害する、憲法違反の立法であるといふことであります。

そもそも、弁護人抜き裁判などというものは、およそ近代の裁判制度のもとでは考へることのできないものであります。憲法三十七条三項は、絶対に奪うことのできない国民の権利として「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する辯護人を依頼することができ、被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する。」と定めてありますが、これは戦前のいわゆる暗黒裁判に対する深刻な歴史的反省から、刑事裁判において被告人の利益を實質的に保障するためのものであります。それゆゑ、憲法で被告人に保障されている権利は、単に弁護人を依頼する権利といたつた形式的なものではなく、弁護人の援助を受ける権利という實質的なものであつて、とりわけ

それから、憲法三十七条というお話でございました。これもしばしば申し上げました。憲法三十七条の意義をどう考えておるか、こういうお話でございます。もちろん、十分、これは非常に大事な規定であるという考えを持っておりますが、これと刑事訴訟法の二百八十九条、それを逆用して裁判が進まなくするというようなことは、憲法も、刑事訴訟法も望んでおらないということも明確でございます。これは先ほど申し上げたとおりでございます。でありますから、それによって被

告人の権利を排除するとか、あるいは弁護人を排除するということではなしに、できるだけ通常のルールに従って、そして十分に被告人の立場、権利を擁護して欲しい、それが裁判というものでございませう。ところが、出てこない、退席、願ぐ、そして裁判の審理が進展しないというところは、決して憲法やあるいは刑事訴訟法の望むところではないというところは、これは正森さん、専門家でありますから、よく御理解のこととございませう。

それから、弁護士の自律によって解決できるとおっしゃる、そういうふうな弁護士は、それができないところに問題があるわけとございませう。それができれば、何を好んで皆さんに、こう忙しいところに手数をかける必要はないわけとございませう。自律ではそれができませんから、弁護士会ではそういうことは現在の状態ではできない、それは弁護士会長さんたちが言っているらしい、しゃいますから、私は信用しておるわけとございませう。

現在、裁判が支障なく進んでおるのではない、現在に比較して、先ほど申し上げましたように進んでおります。これは、この提案の話ができてきてからずっとおとなしくなったということとございませう、それはこの法律が必要だということと裏から証明しております。(拍手)

暗黒裁判につながるかどうかということについては、先ほど総理からもお話がありました、これはどうでしょうか。杞憂に過ぎるのではないでしようか。戦前の治安維持法時代の裁判を引例されておっしゃいますけれども、いまやわが国はまさに新しい時代に入っております。新憲法のもとにおいて、この民主主義のもとで、ああいうことができるとは思いませんし、また、大事な裁判の中でさようなことを私どもは全然想像することはできないのであります。

それから、この法律ができると、また裁判官の訴訟指揮によって、自己抑制になって正当な弁護

ができないのではないかとのお話がありました、そういうことではなしに、一生懸命弁護に努力して欲しいというのがこのねらいであるということとどうかひとつ、たび重ねて申し上げますから御理解願います。(拍手)

○副議長(三宅正一君) 加地和君。

(加地和君登壇)

○加地和君 私は、新自由クラブを代表して、ただいま議題となりました刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案について、福田総理並びに法務大臣に対して、四点にしばって質問を行います。

第一に、この法律をつくっても、ハイジャック事件を防止するには何の役にも立たないのではないでしようか。すなわち、昨年のダッカでの日航機ハイジャック事件によって、国民世論がハイジャック事件防止へと沸き上がったのをきつかけとして、突然にこの法律案の構想が政府より発表されました。しかし、この法律を国会でつくっても、過激派犯人たちが海外へ連れ去られていくのを防止することはできません。なぜなら、この法律がつくられても、裁判確定までに数年の年月がかかり、また、死刑に処せられる者以外は刑務所におり、常に奪回される可能性があるからであります。

第二に、この法律をつくっても、過激派裁判の審理の進行に余り役に立たないのではないでしようか。たとえば、連合赤軍事件の公判の第一審判決が出るまでと何年ぐらいかかるのでしようか。最高裁判決が確定するまで何年ぐらいかかるのでしようか。この法律が成立すればどのくらい判決が下される時期が早くなるのでしようか。すなわち、連合赤軍事件が弁護士の裁判に対する非協力によって遅々として進んでいないかのように言われておりましたが、裁判官の独断と偏見が訴訟の進行を妨げていた面も多くあったと言ふべきであります。(拍手)

すなわち、連合赤軍事件の第一回公判期日前の準備において、検察官は過二回の開廷を主張し、弁護人らは月一回開廷を主張して、意見の調整が見られませんでした。弁護人が法廷でしゃべる言葉数の多い少ないにかかわらず、膨大な記録を公判前に読みこなし、メモをとり、頭にたたき込み、参考文献をあさり、関係者との打ち合わせ等のために、月一回開廷であっても四日も五日も準備に時間を費やすでございませう。また、連合赤軍事件の被告人や家族が基準どおりの弁護料を支払えたとはいえ得ません。弁護人としては出血サービスで、義侠心から出た弁護の引き受けであつたであらうと推察されるのであります。そうすると、この事件を引き受けた弁護人は、事務員の給料を支払い、自分の生活費を捻出し、いままですでに引き受けている他の事件も責任を持って処理するためには、一月月のうち二十日ぐらいいは連合赤軍事件以外に時間を割かなければならないのは当然であります。

ところが裁判官は、一カ月につき六回ないし七回開廷の百回にわたる公判期日を指定したのであります。弁護人はこんなむちゃくちゃな公判期日の指定の取り消しを求めたが、なかなか聞き入れられませんでした。弁護士及び弁護士の努力と、現実に公判が開かれないうちに裁判官もその非を悟り、百回期日の指定は取り消され、証拠調べは最小限月二回開廷ということになったのであります。連合赤軍事件の審理にも数カ月の空転があつたとすれば、それは余りにも一方的な裁判所の期日指定そのものによることは明らかであります。(拍手)裁判所みずから百回指定についてこだわりを捨てたとき、審理は円滑に進行を始めたのであります。

所が認め、審理を強行していたならば、弁護人不在のまま、いや恐らく被告人もいないまま、裁判は終わっていたかも知れません。それが公正な裁判であるはずがありません。(拍手)

第三に、いかなる大事件も一年ないし二年ぐらいて判決が確定するものでなければ、裁判の教育的効果はなくなるのではないでしようか。

すなわち、この法律が成立しても、連合赤軍事件の判決が確定するまで十年も二十年も期間を要するものと思われませう。その原因は、単純な事件と比べて、証拠によって立証すべき事実が通常の刑事事件の数百倍にもなるからであります。この法律案のような小手先細工でなく、現在の裁判のあり方に根本的な発想の転換を図らなければ、訴訟遅延を解消することは不可能であります。世間を騒がした連合赤軍事件が、事件発生後二十年も三十年も経過してからしか判決が確定しないのであれば、裁判の教育的効果もなく、法の威信も低下してまいります。

また、裁判の前提ともなる事実関係について証人調べにしても、十年も二十年も前のことを証人が正確に覚えてはいるはずもなく、真相究明という点からも訴訟の遅延は大きな問題を抱えているのであります。

また、特に、政治家などが政争によって不当に罪をかぶせられ起訴された場合に、五年も十年も経過して無罪が確定しても、政治生命あるいは青春時代は長年月の経過によって失われてしまい、回復不可能な打撃を与えてしまふのであります。

現在の裁判だと、裁判官も検事も一人で百件以上事件を担当しているでございませう。弁護士も一人で百件ぐらいいは担当しているでございませう。きょうAという事件の裁判の準備のために膨大な記録を読み、準備したとして、一月月後にまたAという事件の裁判があるときには、一月月後にもまた同じ記録を読まなければならぬでございませう。一カ月間に他の九十九件の記録を読ん

昭和五十三年四月十八日 衆議院會議録第二十三号

刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案の趣旨説明に対する加地和君の質疑
長の報告

だり、関係者と会って話をしたりしているうちに、一月前に就んだ事件の記録の内容は相当記憶から抜けてしまつておるであらう。

仮に、連合赤軍事件の場合に、一月月に二回ずつ、二十年間裁判が行われるとすれば、四百八十回公判が開かれることになり。もし、連合赤軍事件を担当する裁判官も検事も弁護士も、他の事件は連合赤軍事件が終了するまで一切担当しないようにすれば、雨だれのようにぼつりぼつりと記録を読む方が省け、毎日Aという事件のみが頭の中にあり、四百八十回公判も半分ぐらいの回数で済むかもしれません。この方式で一週間に三回公判を開けば、一年半ほどで連合赤軍事件の判決は、最高裁判所でも確定してしまうことになるはずでございます。

これを実現するためには、大事件にのみ没頭することのできる裁判官や検察官制度、国選弁護人制度をつくることは、私はそうむずかしいことではないと思ひます。現在の裁判官、検察官の数を二割か三割ぐらい減せば可能であらう。また、裁判終了までその大事件のみに没頭する弁護士は国選弁護人として、一被告に二人ぐらいとし、また、その弁護士は、その事件を抱えている間の生活の問題も持ちますので、現在の国選弁護料ではとても足りないであらう。それ相応の、やはり政府としての措置が必要であらう。

現在のように、訴訟の遅延によって裁判の教育的効果、法の威信が失われ、実体的真実の発見が妨げられ、訴訟関係者に不当な苦痛を与えている数々の問題点を解消するためには、ただいま提案したような方法しかなく、総理の決断力によってのみ解決し得るのではないであらうか。福田総理の大胆な答弁を求めます。

第四に、わが国を法と秩序の支配する真の民主主義国家にするつもりがあるのでしょうか。
すなわち、昭和三十七年に臨時司法制度調査会設置法により臨時司法制度調査会がつくられ、瀬

戸山法務大臣も同調査会委員となられ、昭和三十九年八月に臨時司法制度調査会意見書が出されています。この中でも、裁判官、検事、弁護士らの法曹人口の増加が強調されています。「わが国の法曹人口は、全体として、諸外国に比べて著しく少なく、試みに、最近の主要各国における人口十万人当たりの法曹の数をみると、アメリカの百六十二人を最高とし、西ドイツの六十二人、イギリスの四十六人、フランスの二十六人に對し、わが国ではわずか十人にしかすぎません」と、同意見書では書かれています。その後、わが国において、人口十万人当たりどの程度法曹人口は増加しているのでしょうか。

最近では、東京大学法学部において、大学四年で卒業せず、司法試験等の勉強のため、さらに一年、二年と留年をしている者がふえているようであります。現在の司法試験制度、特に論文式試験においては、果たして有能な者を公平に選抜できる制度かどうか、疑問に思ひます。最高点も、平均点も、最低合格点も発表されないという秘密主義的なものであり、論文式試験の採点基準も明確ではありません。帝國主義時代の遺物とも言つべき制度のままでございます。どの試験でも、合格最低点の周辺に多くの者がひしめいているものであり、毎年の司法試験合格者の数を二倍にした場合、いままでの最低点がどれだけ下がるものか。合格者数を二倍にしても、合格者の質的低下はそれほど顕著とは思いません。

現在の秘密主義的司法試験の論文式試験の採点基準を明確にして、法曹志望者の勉学の努力目標、指針を明らかにすることによって、能力と熱意を有する者を法曹界に吸収することは重要でございませう。
この点について、法務大臣の決意と考えをお聞きしたいのでございます。
以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)
〔内閣総理大臣(福田赳夫君) お答え申し上げま

す。
連合赤軍事件などの重大事件は、専属の裁判官、検察官また国選弁護人で構成する特別裁判部を設置したら迅速にいくのじゃないかというような御所見でございますが、この問題は最高裁の所管の司法行政問題なんです。政府としてこれに對しまして意見を申し述べるといふことは妥協でない、このように考えますので、答弁は差し控えます。

また、加地さんは、終始、今日の裁判が長くかかるということを描かれて嘆いておられました。私が、私もその気持ちは一緒なんです。今回の立法は、長くかかる裁判をもう迅速に、厳正に処置したい、そういうふうにした、こういうことを念願してのものであります。ひとつ私どもの気持ちもよくお聞き取りくださいまして、御賛成あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

〔國務大臣瀬戸山三男君登壇〕
○國務大臣瀬戸山三男君 法曹人口が足りないじゃないか、少ないじゃないか、それはまさにそのとおりであります。そのとおりであります。残念ながら日本はまだ法治国家と言つても百年足らずでございます。そういう点になかなかアメリカみたいないいところがあることは、加地さんも御承知のとおりであります。われわれも、民事、刑事の裁判はできるだけ国民の期待にこたえられるように速やかにやるといふことで、人員を増加したり、いろいろ改良を加えておりますが、裁判官、弁護士、検察官というのは、何でもかんでも持つてきて据えればよいというものじゃないから、なかなかそう簡単にまいらないといふところをむずかしさがあつたわけでございます。これはもちろん努力をしなければなりません。

それから特別裁判部のことは、総理からお答えになりましたから、私は触れません。あのとおりであらうと思ひます。
司法試験制度を改良したらどうか、改善を加え

朗読を省略した議
七七一
たらどうか。この点はいろいろ意見がありますから、それこそ各方面の意見を聞いて、適切に改良すべきところは改善したいと思つております。(拍手)

○副議長(三宅正一君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(三宅正一君) 本日は、これにて散会いたします。
午後三時三十三分散会

出席國務大臣
内閣総理大臣 福田 赳夫君
法務大臣 瀬戸山三男君
外務大臣 園田 直君
労働大臣 藤井 勝志君
國務大臣 加藤 武徳君

出席政府委員
行政管理政務次 藤川 一秋君
官 法務省刑事局長 伊藤 榮樹君

○朗読を省略した議長の報告
(通知書受領)
一、昨十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律
国際協力事業団法の一部を改正する法律
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律
一、昨十七日、植木参議院事務局長から大久保事務局長あて、参議院は裁判官訴訟追委員林田悠紀夫君の議員退職による補欠として次の者を選任した旨の通知書を受領した。

(報告書及び文書受領)
一、去る十四日、内閣から次の報告書を受領し
河本嘉久蔵君

た。

昭和四十九年度決算に関する衆議院の議決について請じた措置

一、昨十七日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

農業基本法第六條第一項の規定に基づく昭和五十二年度農業の動向に関する年次報告
農業基本法第七條の規定に基づく昭和五十三年度において請じようとする農業施策についての文書

(要求書受領)

一、今十八日、内閣から、行政監理委員会委員に市川誠君、船葉秀三君、大槻文平君、林修三君、宮崎輝君及び八木淳君を任命したので、行政監理委員会設置法第七條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

山花 貞夫君

田川 誠一君

大出 俊君

加地 和君

田川 誠一君

補欠

大出 俊君

加地 和君

山花 貞夫君

田川 誠一君

補欠

田川 誠一君

加地 和君

田川 誠一君

補欠

田川 誠一君

加地 和君

田川 誠一君

補欠

田川 誠一君

加地 和君

田川 誠一君

通信委員

中村 重光君

栗林 三郎君

補欠

藤原ひろ子君

東中 光雄君

藤原ひろ子君

補欠

東中 光雄君

藤原ひろ子君

補欠

上田 卓三君

石橋 一弥君

栗林 三郎君

東中 光雄君

藤原ひろ子君

補欠

上田 卓三君

栗林 三郎君

東中 光雄君

藤原ひろ子君

補欠

上田 卓三君

栗林 三郎君

東中 光雄君

藤原ひろ子君

補欠

上田 卓三君

栗林 三郎君

東中 光雄君

藤原ひろ子君

補欠

上田 卓三君

栗林 三郎君

東中 光雄君

藤原ひろ子君

補欠

上田 卓三君

栗林 三郎君

東中 光雄君

藤原ひろ子君

補欠

上田 卓三君

渡辺 秀央君

草川 昭三君

柴田 睦夫君

加地 和君

大柴 滋夫君

補欠

大柴 滋夫君

補欠

大柴 滋夫君

補欠

大柴 滋夫君

補欠

大柴 滋夫君

補欠

大柴 滋夫君

補欠

大柴 滋夫君

補欠

大柴 滋夫君

補欠

大柴 滋夫君

補欠

大柴 滋夫君

補欠

大柴 滋夫君

補欠

大柴 滋夫君

補欠

大柴 滋夫君

補欠

大柴 滋夫君

補欠

大柴 滋夫君

補欠

大柴 滋夫君

補欠

大柴 滋夫君

補欠

大柴 滋夫君

補欠

大柴 滋夫君

補欠

大柴 滋夫君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

平石磨作太郎君

補欠

荻仲 義彦君

補欠

伊藤 公介君

補欠

甘利 正君

伊藤 公介君

補欠

伊藤 公介君

補欠

伊藤 公介君

補欠

伊藤 公介君

補欠

伊藤 公介君

補欠

伊藤 公介君

補欠

伊藤 公介君

補欠

伊藤 公介君

補欠

伊藤 公介君

補欠

伊藤 公介君

補欠

伊藤 公介君

補欠

伊藤 公介君

補欠

伊藤 公介君

補欠

伊藤 公介君

補欠

伊藤 公介君

補欠

伊藤 公介君

補欠

(議案提出)

一、去る十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。

労働基準法の一部を改正する法律案(金子みつ君外九名提出)

一、去る十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

農産種苗法の一部を改正する法律案

(案約受領)

一、昨十七日、参議院から受領した条約は次のとおりである。

安全なコンテナに関する国際条約(CSC)の締結について承認を求めるの件

(案約付託)

一、昨十七日、委員会に付託された条約は次のとおりである。

安全なコンテナに関する国際条約(CSC)の締結について承認を求めるの件(案約第一〇号)(参議院送付)

(議案付託)

一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昭和五十一年度一般会計歳入歳出決算

昭和五十一年度特別会計歳入歳出決算

昭和五十一年度国庫納金整理資金受払計算書

昭和五十一年度政府関係機関決算書

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次の

決算委員会 付託

付託

付託

付託

付託

付託

付託

付託

付託

付託

付託

付託

付託

付託

付託

付託

付託

付託

付託

付託

付託

付託

付託

付託

付託

昭和五十三年四月十八日 衆議院會議録第二十三号 朗読を省略した議長の報告

とおりである。

労働基準法の一部を改正する法律案(金子みつ君外九名提出、衆法第一七号)

農産種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号) 農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、去る十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

森林組合法案

各種手数料等の改定に関する法律案
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び資金運用部資金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

一、去る十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

労働基準法の一部を改正する法律案(金子みつ君外九名提出)

(議案通知書受領)

一、昨十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案
国際協力事業団法の一部を改正する法律案
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案

(質問書提出)

一、昨十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「沖縄における旧軍買収地について」に関する質問主意書(近江巳記夫君外一名提出)

(答弁書受領)

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木原実君提出新東京国際空港公団の航空燃料輸送パイプライン関係地域住民に対する背信的行為についての疑義に関する質問に対する答弁書

衆議院議員荒木宏君提出地方鉄道の旅客運賃変更認可に関する質問に対する答弁書

更認可に関する質問に対する答弁書
衆議院議員荒木宏君提出地方鉄道の運賃委託契約の実態等に関する質問に対する答弁書

新東京国際空港公団の航空燃料輸送パイプライン関係地域住民に対する背信的行為についての疑義に関する質問主意書
右の質問主意書提出する。

昭和五十三年三月十三日

提出者 木原 実

衆議院議長 保利 茂殿
新東京国際空港公団の航空燃料輸送パイプライン関係地域住民に対する背信的行為についての疑義に関する質問主意書

新東京国際空港公団(以下「空港公団」という。)は、昭和五十三年一月二十日、千葉市内の航空燃料輸送パイプライン沿線住民(千葉地方裁判所昭和五十年ハワノ第四百五十二号事件原告団)に対して説明会の呼びかけを行い、両者合意の上で同年二月二十八日東京虎の門において会合を行ったことである。当日は、会合の性格についてあいまいさを残しながらも、空港公団は、現ルートの今後とも使用しないことを明らかにし、その裏付けとして、昭和五十三年三月末日をもって期間が終る行政資産使用許可の更新申請書に既設部分をパイプラインとして使用しないことを明示するよう努力すると述べたことである。

しかるに、空港公団は右会合以前に千葉県に対し既設部分を航空燃料輸送管として使用することを明示した許可更新の申請をしていた。

一 その事実と相違はないか。
二 空港公団において、航空燃料輸送パイプラインに係る右行政資産使用許可申請書について、県議書が回覧される部課名をすべて列挙された。

三 右会合に出席した空港公団職員の役職名と氏名を明らかにされたい。
四 右会合は、空港公団側の都合で七年間にわた

り実現しなかった話合の最初のものであり、これから何回も話し合つて不信を解消するといふ前置きで行われた第一回目の(会合)であつた筈である。かかる重要な背景をもつ会合で背信行為と非難されてもやむをえない言動を空港公団が行つたことは、空港公団の地域住民に対する誠意を疑はせるものである。政府の見解を承りたい。

五 右事実が発生した原因は、空港公団側にあるのか住民側にあるのか、原因とその所在を明らかにされたい。

六 空港公団及びある政党は、昭和五十三年一月二十日以降千葉市内において地域住民各戸に対して、パイプラインの安全性のみを強調するチラシを多数配布している。

しかし、一〇〇パーセントの安全が保証できない以上、逆に想定しうる危険を具体的に知らせ、それぞれの対策と住民の対処の仕方を周知徹底することの方が、被害減少に役立つと思慮されるが、空港公団の宣伝活動についての政府の見解を承りたい。

七 空港公団による標記背信行為について、空港公団は信頼回復に努める必要があると考える。誠意を示す方法として、右のようなチラシによつて、空港公団の背信的言動の経過と原因並びに再発しない決意を千葉市民に明らかにすることが考えられるが政府の見解を承りたい。

右質問する。

昭和五十三年四月十四日

内閣総理大臣 福田 赳夫

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員木原実君提出新東京国際空港公団の航空燃料輸送パイプライン関係地域住民に対する背信的行為についての疑義に関する質問に対する答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員木原実君提出新東京国際空港公

団の航空燃料輸送パイプライン関係地域住民に対する背信的行為についての疑義に関する質問に対する答弁書
一から五までについて

新東京国際空港公団(以下「公団」という。)は、昭和五十三年一月二十日に千葉市内における新ルートを含む航空燃料パイプライン計画案を公表し、以来、関係地域住民等の理解と協力を得るため説明会の開催等を行つているところであるが、御質問に係る会合は、千葉地方裁判所に係属中であるパイプライン工事差止請求事件の原告等に対し、新ルートに係る計画案を説明し、その理解を得るために行われたものであり、公団の関係職員が出席したと聞いている。

また、公団は、同年三月三十一日に使用期間が満了する航空燃料パイプラインの千葉市内における既設部分の土地について当該部分を撤去するまでの間引き続き使用許可を受ける必要があると考へ、同年二月二十七日に当該使用許可の更新の申請を行つたと聞いている。

御質問に係る会合において、当該申請に関し公団職員の説明に不当な点があつたが、意図してのものではなかつたと聞いている。

六及び七について
石油パイプラインの設置に当たつては、その必要性と安全性について関係地域住民等の理解を得ることが肝要であり、政府としては、公団が関係地域住民等の理解と協力を得られるよう努めることについて今後とも公団を十分指導していく方針である。

右答弁する。

右質問する。

地方鉄道の旅客運賃変更認可に関する質問主意書
右の質問主意書提出する。

昭和五十三年三月十六日

提出者 荒木 宏

衆議院議長 保利 茂殿

地方鉄道の旅客運賃変更認可に関する質問
主意書

頭書事案に係る認可申請については運輸大臣からその都度運輸審議会に諮問され、同審議会の答申を受けて全面認可若しくは修正認可がなされているところであり、右答申には平年度における適正な総括原価に基づく推定収支状況が新運賃の算定の基礎として掲記されているが、右答申の推定収支状況はその後の実績と対比して余りにも乖離している実情にある。

例えは、昭和五十二年十二月二十日付鉄監第四〇七号をもつて諮問された大阪府都市開発株式会社

の運賃変更認可申請は、かつて昭和四十九年六月二十五日付鉄監第二六二号をもつて諮問され、同年七月二十五日運輸審議会より運輸大臣あてに答申されたが、その際収支状況として平年度輸送原価は二十一億千七百五十二万六千円と推定し、

運賃改定後においてもなお一億八千四百九十七千円の損金を残すものと見込んでいた。しかるに右申請者の事業経営実績表によれば、輸送原価は昭和四十九年度十四億四千九百九十九円、同五十年

度十八億二千六百万円であり、前記答申の推定原価は実績より約三億四千万円乃至七億円も過大であり、損益も実績では昭和五十年度は二千四百九十九万円の利益となっており、右答申の推定損益と全く逆になっている。また、右申請者の昭和五十年十二月二十五日付鉄監第四五四号をもつてなされた運輸大臣の諮問に対する運輸審議会の答申は、平年度の総括原価を二十五億千三百七十三万五千円と推定し、

実績は昭和五十一年度六千七百九十九万円の黒字となり、運輸審議会答申とは逆になっている。

このように運輸審議会の答申は運輸原価について実績と対比して過大に推定し、損益も実績は黒字になるのに赤字と推定するなど、申請者に有利で利用者に不利な方向で運賃の大幅値上げを安易に認可する答申をしているのではないかと疑念を耳にするところである。

かかる事態は運輸審議会の審理の公正にも関することであるが、今回右申請者から三度運賃改定の申請がなされ運輸審議会において審理中のところ、利害関係有する東北ニュータウン在住の市民で構成される自治会連合会代表から、運賃改定の理由について申請者に対し釈明を求める要求が高まっているので、次のとおり質問する。

一 地方鉄道の平年度における総括原価、運賃収入について次年度以降の推定方法を明らかにされたい。特にその推定の計算方式、算定の基礎資料の説明を求める。

二 右推定収支と実績収支との乖離について、推定値に対し一割以上に及んだ事例が昭和四十七年当初から昭和五十一年末までに何件あるのか。

三 前記大阪府都市開発株式会社の申請について、過去二回の答申における推定収支と実績収支の乖離が生じたのは何故か。その理由を明らかにされたい。

右質問する。

昭和五十三年四月十四日
衆議院議長 保利 茂殿
内閣総理大臣 福田 赳夫
衆議院議員荒木宏君提出地方鉄道の旅客運賃変更認可に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員荒木宏君提出地方鉄道の旅客運賃変更認可に関する質問に対する答弁書

一 について
平年度における総括原価については、実績年度における人件費、修繕費等の営業費等を基礎として、将来における要員計画、輸送計画、修繕計画、設備投資計画等を検討し、更に、人件費及び物件費の変動等を考慮して、営業費、支払利息等の合計額を推定し、これに配当所要額を加算して推定する。

運賃収入については、過去数年間の輸送実績、沿線における住宅等の開発計画等を勘案して平年度における定期外、通勤定期、通学定期別等の輸送需要を推定し、この輸送需要をもとに推定する。

なお、平年度の翌年度以降における総括原価及び運賃収入の推定は、一般的には行っていない。

二 について
大阪府都市開発株式会社の運賃変更認可申請事案に關し、推定収入及び支出が、それぞれ実績収入及び支出と一割以上乖離した事例はない。

なお、すべての地方鉄道について、推定収入及び支出と実績収入及び支出の乖離について全般的な調査は行っていないが、一割以上の乖離があつた事例としては、昭和五十一年度の加越能鉄道株式会社及び伊豆急行株式会社の事例が挙げられる。これらは、いずれも台風等の被害により一部区間について営業休止を余儀なくされたこと等の理由によるものと考え

る。

大幅なものではなく、当該乖離の額はいずれの年度も運賃変更認可に係る推定計算上見込んだ配当所要額におおむね見合うものであつて、乖離が生じた主な理由は、当該会社が配当を行わなかつたことによるものである。

右答弁する。

地方鉄道の運転委託契約の実態等に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和五十三年三月十七日

衆議院議長 保利 茂殿
提出者 荒木 宏

地方鉄道の運転委託契約の実態等に関する質問主意書
大阪府都市開発株式会社は運輸業務を南海電気株式会社委託しているが、これは他に例をみない特殊事例である。かかる運転委託の場合につき、一般的にその委託契約の内容及びその妥当性並びに地方鉄道業会計規則に基づく会計処理等の公正を担保するため説明を求める要望が高まっている。

前記会計規則によれば、鉄道業営業費は線路保存費、電路保存費、車輛保存費、運転費、運輸費、保守管理費、輸送管理費、案内宣伝費、厚生福利施設費、一般管理費等の各項に分類され、それら営業費の各項は、更にそれぞれ人件費として給料、手当、賞与、退職金、法定福利費、臨時雇賃金の各目に細分され、また経費として修繕費、固定資産除却費、備用経費、被服費、水道光熱費、旅費交通費、通信運搬費、雑費等の各目に細分されている。

しかして私鉄統計年報によれば、大阪府都市開発株式会社の昭和五十一年度の鉄道業営業費は次のように届けられている。

昭和五十三年四月十八日 衆議院會議録第二十三号

朗読を省略した議長の報告
の件及び同報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求め

七七六

項目	人件費(千円)	経費(千円)	計(千円)
線路保存費	三三、二九八	三五、〇九八	六五、三九六
電路保存費	五八、九三八	一五、一四〇	七四、〇七八
車輛保存費	七一、〇三五	一〇七、六八四	一七八、七一九
運輸費	二二、三〇六	一五、八〇七	三九、一一三
運轉費	九五、九三八	七六、七三五	一七二、六七三
保守管理費	五九、四二六	一一、七六一	七一、一八七
輸送管理費	三七、四〇〇	四五、二七三	八二、六七三
厚生福利施設費	四、八七二	一、一五〇	六、〇二二
一般管理費	一〇七、四八〇	六七、九六七	一七五、四四七

ところで、前記のとおり大阪府都市開発株式会社は南海電鉄株式会社に運輸を委託しており、その職員数と委託分の内訳人数は次のとおりと発表されている。

部門	職員総数	そのうち委託人数	残人数
総務	二四	〇	二四
運輸	七二	六三	八
土木	二二	一〇	一一
電気	一九	一六	三
車輛	二二	二〇	二
計	一五八	一〇九	四九

そこで次のとおり質問する。

一 大阪府都市開発株式会社のごとく、運輸業務を委託している場合の鉄道営業費の各項各目の人件費の計算は、職員総数で計算するのか、委託人数で計算するのか、それとも残人数で計算するのか。

二 また、各項各目の経費の計算はどのようにするのか。南海電鉄株式会社に支払われる委託費を各目ごとの経費に分類して計算するのか、それとも各目ごとの経費を積み上げ計算して委託費が計算されるのか。

三 線路保存費について言えば、人件費は保線区、管轄区、建築区等工務関係の現場従事員に

係る人件費とされているが、例えば本木部門は、右委託会社十一人、委託分十人とされているところ、その賃金、賞与、退職給付引当て、保険料等は右委託会社の規定を適用するのか、右委託会社の規定を適用するのか。以下地方鉄道業会計規則に定める鉄道営業費の各項、各目について同様の説明を求める。

四 運賃収入については、一般的に運輸委託をし相互乗入れをしている場合、どのような配分基準によっているのか。もし契約によつて決められているとすればその配分方式はどうなっているのか。

五 運輸の委託をするには、監督官庁の許可が必要だとされているが、委託料の算定基準はどのように指導しているのか。

六 右委託会社のように兼業部門がある場合の営業費の配賦基準は、各部門の専属人件費若しくは専属職員数によることとなっているが、この専属とは委託職員を含むのかどうか。

昭和五十三年四月十四日
内閣総理大臣 福田 赳夫
衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員荒木宏君提出地方鉄道の運輸委託契約の実態等に関する質問に対し、別紙答弁書を

送付する。

〔別紙〕

衆議院議員荒木宏君提出地方鉄道の運輸委託契約の実態等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

大阪府都市開発株式会社(以下「都市開発」という。)の鉄道営業費の計算に当たっては、都市開発から南海電鉄株式会社に支払われる委託費は、各項目ごとに積算され、計上されていると承知している。この場合において、人件費については、職員総数により、職員の所属会社の規定を適用して計算されていると承知している。

四について

相互乗入れの場合における運賃の配分方式は、運輸の委託を行っているかどうかには関係がなく、都市開発の場合も、他の相互乗入れの場合と差異はない。

すなわち、相互乗入れを行っている二社以上の線区にわたつて乗車する旅客の運賃については、それぞれの運賃を併算して収受し、実績をもとに毎月精算業務を行っていることと承知している。

五について

運輸の管理の委託の許可に際して、委託費の算定基準について特に指導を行っていないが、運賃変更認可に当たっては、委託費の額が適当であるかどうかについても十分検討している。

六について

地方鉄道業会計規則において各事業部門への配賦基準が専属人件費又は専属職員数によることとされている項目の営業費は、都市開発においては、各事業部門ごとに直接区分経理されているため、配賦の必要がないものであると承知している。

右答弁する。

日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和五十三年三月十日

内閣総理大臣 福田 赳夫

日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約(日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約に交換公文を含む。)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め

理由

政府は、犯罪の抑圧のための日本国とアメリカ合衆国との間の協力を一層実効あるものとするため、昭和五十三年三月三日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約(日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約に交換公文を含む。)に署名した。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約

日本国及びアメリカ合衆国は、犯罪の抑圧のための両国の協力を一層実効あるものとするを希望して、次のとおり協定した。

第一条

各締約国は、第二条に規定する犯罪について訴追し、審判し、又は刑罰を執行するために他方の

締約国からその引渡しを求められた者であつてその領域において発見されたものを、この条約の規定に従ひ当該他方の締約国に引き渡すことを約束する。当該犯罪が請求国の領域の外において行われたものである場合には、特に、第六条1に定める条件が適用される。

第二条

1 引渡しは、この条約の規定に従ひ、この条約の不可分の一部をなす付表に掲げる犯罪であつて両締約国の法令により死刑又は無期若しくは長期一年を超える拘禁刑に処することとされているものについて並びに付表に掲げる犯罪以外の犯罪であつて日本国の法令及び合衆国の連邦法令により死刑又は無期若しくは長期一年を超える拘禁刑に処することとされているものについて行われる。

前記犯罪の一方が実質的な要素をなしている犯罪については、合衆国政府に連邦管轄権を認めるために州際間の輸送又は郵便その他州際間の設備の使用が特定の犯罪の要件とされている場合であつても、引渡しを行う。

2 引渡しを求められている者が1の規定の適用を受ける犯罪について請求国の裁判所により刑の言渡しを受けている場合には、その者が死刑の言渡しを受けているとき又は服すべき残りの刑が少なくとも四箇月あるときに限り、引渡しを行う。

第三条

引渡しは、引渡しを求められている者が被請求国の法令上引渡しの請求に係る犯罪を行つたと疑うに足りる相当な理由があること又はその者が請求国の裁判所により有罪の判決を受けた者であることを証明する十分な証拠がある場合に限り、行われる。

第四条

1 この条約の規定に基づく引渡しは、次のいづれかに該当する場合には、行われない。
(1) 引渡しの請求に係る犯罪が政治犯罪である

場合又は引渡しの請求が引渡しを求められている者を政治犯罪について訴追し、審判し若しくはその者に對し刑罰を執行する目的で行われたものと認められる場合。この規定の適用につき疑義が生じたときは、被請求国の決定による。

(2) 引渡しを求められている者が被請求国において引渡しの請求に係る犯罪について訴追されている場合又は確定判決を受けた場合
(3) 日本国からの引渡しの請求にあつては、合衆国の法令によるならば時効の完成によつて引渡しの請求に係る犯罪について訴追することができないとき。

(4) 合衆国からの引渡しの請求にあつては、次のいづれかに該当する場合であつて、日本国の法令によるならば時効の完成その他の事由によつて引渡しの請求に係る犯罪について刑罰を科し又はこれを執行することができないとき。

(a) 日本国が当該犯罪に対する管轄権を有するとした場合
(b) 日本国がその管轄権を現に有しており、かつ、その審判が日本国の裁判所において行われたとした場合

2 被請求国は、引渡しを求められている者が引渡しの請求に係る犯罪について第三国において無罪の判決を受け又は刑罰の執行を終えている場合には、引渡しを拒むことができる。

3 被請求国は、引渡しを求められている者が被請求国の領域において引渡しの請求に係る犯罪以外の犯罪について訴追されているか又は刑罰の執行を終えていない場合には、審判が確定するまで又は科されるべき刑罰若しくは科された刑罰の執行が終わるまで、その引渡しを遅らせることができる。

第五条

被請求国は、自国民を引き渡す義務を負わない。ただし、被請求国は、その裁量により自国民

を引き渡すことができる。

第六条

1 引渡しの請求に係る犯罪が請求国の領域の外において行われたものである場合には、被請求国は、自国の法令が自国の領域の外において行われたそのような犯罪を罰することとしているとき又は当該犯罪が請求国の国民によつて行われたものであるときに限り、引渡しを行う。

2 この条約の適用上、締約国の領域とは、当該締約国の主権又は権力の下にあるすべての陸地、水域及び空間をいい、当該締約国において登録された船舶及び当該締約国において登録された航空機であつて飛行中のものを含む。この規定の適用上、航空機は、そのすべての乗降口が乗機の後に閉ざされた時からそれらの乗降口のうしろに降機のために開かれる時まで、飛行中のものとみなす。

第七条

1 請求国は、次のいづれかに該当する場合を除くほか、この条約の規定に従つて引き渡された者を、引渡しの理由となつた犯罪以外の犯罪について拘禁し、訴追し、審判し、若しくはその者に對し刑罰を執行しないものとし、又はその者を第三国に引き渡さない。ただし、この規定は、引渡しの後に行われた犯罪については、適用しない。

(1) 引き渡された者が引渡しの際に請求国の領域から離れて当該請求国の領域に自発的に戻つてきたとき。

(2) 引き渡された者が請求国の領域から自由に離れることができるようになった日から四十五日以内に請求国の領域から離れなかつたとき。

(3) 被請求国が、引き渡された者をその引渡し理由となつた犯罪以外の犯罪について拘禁し、訴追し、審判し、若しくはその者に對し刑罰を執行すること又はその者を第三国に引き渡すことに同意したとき。

2 請求国は、引渡しの理由となつた犯罪を構成する基本的事実に基づいて行われる限り、第二条1の規定に従ひ引渡しの理由となるべきいかなる犯罪についても、この条約の規定に従つて引き渡された者を拘禁し、訴追し、審判し、又はその者に對し刑罰を執行することができる。

第八条

1 引渡しの請求は、外交上の経路により行う。
2 引渡しの請求には、次に掲げるものを添える。

(a) 引渡しを求められている者を特定する事項を記載した文書
(b) 犯罪事実を記載した書面
(c) 引渡しの請求に係る犯罪の構成要件及び罪名を定める法令の条文
(d) 当該犯罪の刑罰を定める法令の条文
(e) 当該犯罪の訴追又は刑罰の執行に関する時効を定める法令の条文

3 引渡しの請求が有罪の判決を受けていない者について行われる場合には、次に掲げるものを添える。

(a) 請求国の裁判官その他の司法官憲が発した逮捕すべき旨の令状の写し
(b) 引渡しを求められている者が逮捕すべき旨の令状にいう者であることを証明する証拠資料

(c) 引渡しを求められている者が被請求国の法令上引渡しの請求に係る犯罪を行つたと疑うに足りる相当な理由があることを示す証拠資料

4 引渡しの請求が有罪の判決を受けた者について行われる場合には、次に掲げるものを添える。

(a) 請求国の裁判所が言い渡した判決の写し
(b) 引渡しを求められている者が当該判決により有罪であることを証明する証拠資料
(c) (i) 有罪の判決を受けた者が刑の言渡しを受けていないときは、逮捕すべき旨の令状の

写し

④ 有罪の判決を受けた者が刑の言渡しを受けているときは、刑の言渡し書の写し及び当該刑の執行されていない部分を示す書面が引渡しの請求には、被請求国の法令により必要とされるその他の資料を添える。

5 この条約の規定に従い請求国が提出するすべての文書は、被請求国の法令の要求するところに従い正当に認証されるものとし、これらの文書には被請求国の国語による正当に認証された翻訳文を添付する。

7 被請求国の行政当局は、引渡しを求められている者の引渡しの要求として提出された資料がこの条約の要求するところを満たすに十分でないとき、自国の裁判所に当該引渡しの請求を付託するかを決定する前に請求国が追加の資料を提出することができようにするため、請求国に対しその旨を通知する。被請求国の行政当局は、その資料の提出につき期限を定めることができる。

第九条

1 緊急の場合において、請求国が外交上の経路により、被請求国に対し、引渡しを求める者につき第二条の規定に従い引渡しの理由となる犯罪について逮捕すべき旨の令状が発せられ又は刑の言渡しが行われていることを通知を行い、かつ、引渡しの請求を行うべき旨を保証して仮拘禁の要請を行つたときは、被請求国は、その者を仮に拘禁することができる。仮拘禁の要請においては、引渡しを求める者を特定する事項及び犯罪事実を明らかにするものとし、被請求国の法令により必要とされるその他の情報を含める。

2 仮拘禁が行われた日から四十五日以内に請求国が引渡しの請求を行わない場合には、仮に拘禁された者は、釈放される。ただし、この規定は、被請求国がその後において引渡しの請求を受けた場合に、引渡しを求められる者を引き渡すための手続を開始することを妨げるものではない。

第十条

被請求国は、引渡しを求められている者が、被請求国の裁判所その他の権限のある当局に対し、その引渡しのために必要とされる国内手続における権利を放棄する旨を申し出た場合には、被請求国の法令の許す範囲内において、引渡しを促進するために必要なすべての措置をとる。

第十一条

被請求国は、同一の又は異なる犯罪につき同一の者について他方の締約国及び第三国から引渡しの請求を受けた場合には、いずれの請求国にその者を引き渡すかを決定する。

第十二条

1 被請求国は、請求国に対し、外交上の経路により引渡しの請求についての決定を速やかに通知する。

2 被請求国は、その権限のある当局が引渡状を発したにもかかわらず、その法令により定められた期限内に請求国が引渡しを求められている者の引渡しを受けない場合には、その者を釈放し、その後において同一の犯罪についてその者の引渡しを拒むことができる。請求国は、引渡しを受けた者を被請求国の領域から速やかに出国させる。

第十三条

引渡しが行われる場合において、犯罪行為の結果得られたすべての物又は証拠として必要とされるすべての物は、被請求国の法令の許す範囲内において、かつ、第三者の権利を害さないことを条件として、これを引き渡す。

第十四条

1 被請求国は、引渡しの請求に起因する国内手続引渡しを求められている者の拘禁を含む。この規定は、被請求国が引渡しを求められている者のために必要なすべての措置をとるものとし、そのための費用を負担する。ただし、引渡しを命ぜられた者の護送に要した費用は、請求国が支払う。

第十五条

2 被請求国は、請求国に対し、引渡しを求められた者がこの条約の規定に従い拘禁され、審問され、又は引き渡されたことによりその者が受けた損害につきその者に支払つた賠償金を理由とする金銭上の請求を行わない。

1 各締約国は、外交上の経路により請求が行われた場合には、次のいずれかに該当する場合を除くほか、第三国から他方の締約国に対し引き渡された者をその領域を経由の上護送する権利を他方の締約国に認める。

(1) 引渡しの原因となつた犯罪行為が通過を求められている締約国の法令によるならば犯罪を構成しないとき。

(2) 引渡しの原因となつた犯罪行為が政治犯罪であるとき又は引渡しの請求が引き渡された者を政治犯罪について訴追し、審判し、若しくはその者に対し刑罰を執行する目的で行われたものと認められるとき。この規定の適用につき疑義が生じたときは、通過を求められている締約国の決定による。

(3) 通過により公共の秩序が乱されると認められるとき。

2 1の場合において、引渡しを受けた締約国は、その領域を経由の上護送が行われた締約国に対し、護送に関連してその要した費用を償還する。

第十六条

1 この条約は、批准されなければならず、批准書は、できる限り速やかにワシントンで交換されるものとする。この条約は、批准書の交換の日から三十日目に効力を生ずる。

2 この条約は、第二条に規定する犯罪であつてこの条約の効力発生前に行われたものについても適用する。

3 日本国とアメリカ合衆国との間で千八百八十六年四月二十九日に東京で署名された犯罪人引渡条約及び千九百十六年五月十七日に東京で署名された追加犯罪人引渡条約は、この条約の効力発生時に終了する。ただし、この条約の効力発生の際に被請求国において係属している引渡しに係る事件は、前記の犯罪人引渡条約及び追加犯罪人引渡条約に定める手続に従う。

4 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し六箇月前に文書による予告を与えることによつていつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十八年三月三日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
園田 直

アメリカ合衆国のために
マイケル・J・マンスフィールド

付表

- 殺人、傷害致死又は重過失致死（自殺の教唆又はほう助を含む。）
- 人を殺す意図をもつて行われた暴行
- 悪質な傷害、重過失致死又は暴行
- 墮胎
- 遺棄致死傷
- 略取、誘拐又は不法な逮捕若しくは監禁に関する罪
- 脅迫
- 強かん、強制わいせつ
- いん行勧誘又は売春に関する罪
- わいせつ物に関する罪
- 重婚

- 12 住居侵入
13 強盗
14 窃盗
15 恐嚇
16 詐欺(欺もう的手段により財物、金銭、有価証券その他の経済的価値を有するものを取得すること)
17 横領、背任
18 ぞう物に関する罪
19 財物、文書又は施設の損壊に関する罪
20 工業所有権又は著作権の保護に関する法令に違反する罪
21 暴行又は脅迫による業務妨害
22 放火、重過失による失火
23 騒じようの主導、指揮又はせん動
24 公衆の健康の保護に関する法令に違反する罪
25 激発力、水力その他の破壊的手段により公共の危険を生じさせる罪
26 国際法上の海賊
27 列車、航空機、船舶その他の交通手段の不法な奪取又は管理に関する罪
28 列車、航空機、船舶その他の交通手段の正常な運行を妨げ又はこれに危険を生じさせる罪
29 爆発物、火炎装置又は危険な若しくは禁止された武器の規制に関する法令に違反する罪
30 麻薬、大麻、向精神薬若しくはコカイン又はそれらの原料若しくは派生物その他の危険な薬品若しくは化学製品の規制に関する法令に違反する罪
31 毒物その他の健康に有害な物質の規制に関する法令に違反する罪
32 偽造に関する罪
33 とばく又は富くじの規制に関する法令に違反する罪
34 公務執行妨害、職務強要
35 虚偽報告に関する罪
36 偽証に関する罪
37 この条約の第二条に規定する犯罪を行った

昭和五十三年四月十八日 衆議院会議録第二十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

七七九

- ことによつて拘禁され又は刑に服している者の逃走に関する罪
38 犯人蔵匿、証拠隠滅その他の司法作用の妨害に関する罪
39 贈賄、収賄
40 職権濫用に関する罪
41 公職の選挙又は政治資金の規制に関する法令に違反する罪
42 脱税に関する罪
43 会社その他の法人の規制に関する法令に違反する罪
44 破産又は会社更生に関する法令に違反する罪
45 私的独占又は不正な商取引の禁止に関する法令に違反する罪
46 輸出入又は資金の国際移動の規制に関する法令に違反する罪
47 前記の各罪の未遂、共謀、ほう助、教唆又は予備
(訳文)
(日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約に関する交換公文)
(合衆国側書簡)
書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の犯罪人引渡しに関する条約に言及するとともに、両政府の代表者の間で到達した次の了解をアメリカ合衆国政府に代わつて確認する光栄を有します。
1 この条約の第十四条の「措置」には、アメリカ合衆国については適当なアメリカ合衆国の法務職員による日本国政府を代表するための措置、日本国については適当な日本国の法務職員によるアメリカ合衆国からの引渡しの請求に係る必要な措置を含む。
2 この条約のいかなる規定も、両締約国が千九百六十年一月十九日にワシントンで署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに

に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定に基づいて有する権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
本使は、閣下が前記の了解を日本国政府に代わつて確認されれば幸いであり、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。
千九百七十八年三月三日に東京で
アメリカ合衆国特命全權大使
マイケル・J・マンズフィールド
日本国外務大臣 園田 直閣下
(日本側書簡)
書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。
本使は、本日署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の犯罪人引渡しに関する条約に言及するとともに、両政府の代表者の間で到達した次の了解をアメリカ合衆国政府に代わつて確認する光栄を有します。
1 この条約の第十四条の「措置」には、アメリカ合衆国については適当なアメリカ合衆国の法務職員による日本国政府を代表するための措置、日本国については適当な日本国の法務職員によるアメリカ合衆国からの引渡しの請求に係る必要な措置を含む。
2 この条約のいかなる規定も、両締約国が千九百六十年一月十九日にワシントンで署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定に基づいて有する権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
本使は、閣下が前記の了解を日本国政府に代わつて確認されれば幸いであり、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。
千九百七十八年三月三日に東京で
日本国外務大臣 園田 直

本大臣は、更に、閣下の書簡に掲げられた了解を日本国政府に代わつて確認する光栄を有します。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。
千九百七十八年三月三日に東京で
アメリカ合衆国特命全權大使
マイケル・J・マンズフィールド閣下
日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求めるとの件に関する報告書
一 本件の要旨及び目的
現行の日米犯罪人引渡し条約は、締結以来九十余年を経ており、引渡し対象犯罪が殺人罪等の伝統的な犯罪に限定されているため、最近の事態に適合しなくなっている面があり、これを改善することが望まれていた。そこで政府は、昭和五十一年一月米政府に対し、現行条約を全面的に改訂することを提案し、交渉を行つてきた結果、合意に達したので昭和五十三年三月三日東京において本条約の署名を行った。
本条約の主な内容は次のとおりである。
1 各締約国は、条約の不可分の一部をなす付表に掲げる犯罪であつて、両国の法令により死刑又は無期若しくは長期一年を超える拘禁刑に処するとされているもの並びに付表に掲げる犯罪以外の犯罪であつても、両国の法令により死刑又は無期若しくは長期一年を超える拘禁刑に処するとされているものの犯罪について、刑罰等を行うために他方の締約国からその引渡しを求められ、自国の領域で発見された者を、他方の締約国に引き渡すことを約束すること。
2 被請求国は、引渡し犯罪が政治犯罪である

昭和五十二年四月十八日 衆議院會議録第二十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 職業訓
練法の一部を改正する法律案及び同報告書 七八〇

場合には、引渡しは行わないこと。

3 被請求国は、自国民を引き渡す義務を負わない。ただし、その裁量により自国民を引き渡すことができること。

4 引渡し犯罪が請求国の領域の外で行われた場合、被請求国は、自国においてその引渡し犯罪を国外犯として処罰することとしているとき又は、当該犯罪が請求国の国民により行われたものであるときに限り、引渡しを行うこと。

5 請求国は、引渡しの理由となつた犯罪以外の犯罪について、一定の場合を除くほか、その者に対し刑罰等を執行しないものとする。

6 引渡請求は、逮捕状の写し、証拠資料等の必要な資料を添付して外交上の経路により行うこと。

7 緊急の場合において、請求国から外交上の経路により、被請求国に対し、仮拘禁の要請があつた場合、被請求国は、その者を仮拘禁することができること。

8 各締約国は、一定の場合を除き、第三国から相手国に引き渡された者を他の締約国の領域を経由の上護送する権利を相手国に認めること。

9 この条約に附属する交換公文において、この条約が、日米地位協定に基づく権利・義務に影響を及ぼすものでなく、地位協定の対象となる米軍人等の犯罪については、今後とも職業訓練法の一部を改正する法律

職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

「第一章 職業訓練の体系(第八条―第十三条)
第二節 公共職業訓練施設等(第十四条―第二十三条)
第三節 職業訓練の認定等(第二十四条―第二十七条)
第四節 職業訓練指導員(第二十八条―第三十条)
第四章 職業訓練法人(第三十一条―第四十三条)
第二節 職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会(第四十四条―第六十一条)」

「第一章 職業訓練の実施(第八條―第二十六條)
第二節 職業訓練指導員等(第二十七條―第三十條)
第三節 職業訓練指導員(第三十一條―第三十三條)
第四章 職業訓練法人(第三十一條―第六十一條)
第二節 職業訓練指導員等(第三十條の二―第三十條の四)」

位協定に基づいて処理することとされている。

なお、この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるが、この条約の効力発生前に行われた引渡し対象犯罪についても適用する。また、日米間の一八八六年の犯罪人引渡条約及び一九〇六年の追加犯罪人引渡条約は、この条約の効力発生時に終了することになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、引渡し対象犯罪が現行条約に比べ飛躍的に拡大されるのみならず、将来生じ得る新しい犯罪も引渡しの対象とされることとなる等犯罪の抑圧のための日米両国の協力関係が一層実効性のあるものとなることと期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和五十二年四月十四日

外務委員長 永田 亮一

衆議院議長 保利 茂殿

職業訓練法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十二年三月八日

内閣総理大臣 福田 赳夫

「第六章 技能検定協会

第一節 中央技能検定協会(第六十七條―第八十六條)
第二節 都道府県技能検定協会(第八十七條―第九十四條)」

会(第六十六條の二―第八十六條)に改める。

第一條中「技能労働者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるために職業訓練及び技能検定を行なうことにより、職業人として有為な労働者を養成し、労働者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるため、その内容の充実強化及びその実施の円滑化のための施策を講ずることにより、職業訓練及び技能検定を普及し、及び振興しに改める。

第三條の見出し中「原則」を「基本理念」に改め、同條第一項を次のように改める。

職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることが、職業の安定及び労働者の地位の向上のために不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、職業訓練は、労働者各人の希望、適性、職業経験等の条件に応じつつ雇用及び産業の動向、技術の進歩、産業構造の変動等に即応できるものであつて、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われることを、また、技能検定は、職業に必要な労働者の能力についてその到達した段階ごとの評価が適正に行われることを基本理念とする。

第三條中第六項を削り、第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 職業訓練及び技能検定は、前項の基本理念に従つて、相互に密接な関連の下に行われなければならない。

第四條第一項中「労働者が職業訓練の下に」又は「技能検定」を加え、「配慮をする」を「援助を行う」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 国及び都道府県は、事業主その他の関係者に對して必要な援助等を行うことにより事業主そ

「第六章 職業能力開発協会
第一節 中央職業能力開発協会
第二節 都道府県職業能力開発協会

の他の関係者の行う職業訓練の振興及び内容の充実を図るよう努めるとともに、職業を転換しようとする労働者その他職業に必要な能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練並びに事業主、事業主の団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練の実施並びに技能検定の円滑な実施に努めなければならない。

「第一節 職業訓練の体系」を「第一節 職業訓練の実施」に改める。

第八條から第十條までを次のように改める。

(多様な職業訓練を受ける機会の確保)
第八條 労働者は、次に掲げる職業訓練その他多様な職業訓練を受けることができるように、職業訓練を受ける機会の確保について、事業主並びに国及び都道府県が行う職業訓練に関する措置を通じて配慮されるものとする。

一 養成訓練(労働者に対し、職業に必要な基礎的な技能(これに関する知識を含む。以下同じ)を習得させるための職業訓練をいう。以下同じ。)

二 向上訓練(養成訓練を受けた労働者その他の職業に必要な相当程度の技能を有する労働者に対し、その有する技能の程度に応じてその職業に必要な技能を追加して習得させるための職業訓練をいう。以下同じ。)

三 能力再開発訓練(職業の転換を必要とする労働者に対し、新たな職業に必要な技能を習得させるための職業訓練をいう。以下同じ。)

(職業訓練の実施の方法等)
第九條 事業主がその雇用する労働者に対して職業訓練を行う場合には、自ら又は共同して行うほか、第十五條第一項に規定する公共職業訓練

施設等の行う職業訓練を受けさせることにより行うものとする。

2 国及び都道府県が職業訓練を行う場合には、その設置した職業訓練施設内において行うほか、職業を転換しようとする労働者等に対し、必要があるときは、職業に必要な能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該職業訓練施設の実施に当り、関係地域における労働者の職業の安定及び産業の振興に資するよう、職業訓練の開始の時期、期間及び内容等について十分配慮するものとする。

3 国及び都道府県は、職業訓練の実施に当たり、関係地域における労働者の職業の安定及び産業の振興に資するよう、職業訓練の開始の時期、期間及び内容等について十分配慮するものとする。

4 前二項の規定は、第十五条第一項に規定する公共職業訓練施設を設置する市町村について準用する。

(準則訓練の基準)

第十条 養成訓練、向上訓練及び能力再開発訓練のうち、第十五条第一項に規定する公共職業訓練施設で行うもの及び第二十四条第一項の認定に係るもの(以下「準則訓練」と総称する。)の訓練課程の区分及び訓練課程ごとの教科、設備その他の事項に関する基準については、労働省令で定める。

第十一条の見出しを「(教材)」に改め、同条中「養成訓練及び能力再開発訓練」を「準則訓練」に、「又は労働大臣の作成する教科書」を「その他の教材」に改める。

第十二条第一項中「第十四条」を「第十五条第一項」に、「第二十四条第一項の規定に係る職業訓練」を「第二十四条第三項に規定する認定職業訓練」に、「高等訓練課程及び特別高等訓練課程の養成訓練」を「準則訓練(養成訓練のうち労働省令で定める訓練課程のものに限る。)」に改める。

第十三条中「次条」を「第十五条第一項」に、「第二十四条第一項の規定に係る職業訓練を行なう」

を「第二十四条第三項に規定する認定職業訓練を行なう」に、「法定職業訓練」を「準則訓練」に改める。

第十四条から第十六条までを次のように改める。

(職業訓練施設)

第十四条 次の各号に掲げる施設(以下「職業訓練施設」と総称する。)は、それぞれ当該各号に掲げる職業訓練を行うものとする。

一 職業訓練校 養成訓練(次号の労働省令で定めるものを除く。)、向上訓練及び能力再開発訓練

二 職業訓練短期大学校 養成訓練(将来高度の技能を有する労働者となるのに必要な基礎的な技能を習得させるための訓練課程の養成訓練として労働省令で定めるものに限る。)

三 技能開発センター 向上訓練及び能力再開発訓練

四 身体障害者職業訓練校 前三号に掲げる施設において職業訓練を受けることが困難な身体に障害がある者等に対して行うその能力に適應した養成訓練、向上訓練又は能力再開発訓練

2 職業訓練施設でないものは、その名称中に職業訓練校、職業訓練短期大学校、技能開発センター又は身体障害者職業訓練校という文字を用いてはならない。

(公共職業訓練施設)

第十五条 国、都道府県及び市町村が設置する職業訓練施設(以下「公共職業訓練施設」という。)は、それぞれ前条第一項各号に規定する職業訓練を行うほか、職業訓練に必要業務で労働省令で定めるものを行うことができる。

2 国は、職業訓練短期大学校、技能開発センター及び身体障害者職業訓練校を設置し、都道府県は、職業訓練校を設置する。

3 前項に定めるもののほか、労働省令で定めるところにより、労働大臣の認可を受けて、都道府県は職業訓練短期大学校、技能開発センター又は身体障害者職業訓練校を、市町村は職業訓練校を設置することができる。

府県は職業訓練短期大学校、技能開発センター又は身体障害者職業訓練校を、市町村は職業訓練校を設置することができる。

4 公共職業訓練施設の位置、名称その他運営に必要事項は、国が設置する公共職業訓練施設については労働省令で、都道府県又は市町村が設置する公共職業訓練施設については条例で定める。

5 国は、第二項の規定により設置した身体障害者職業訓練校のうち、労働省令で定めるもの以外の身体障害者職業訓練校の運営を都道府県に、労働省令で定めるものの運営を身体障害者雇用促進法(昭和三十三年法律第百二十三号)第六章に規定する身体障害者雇用促進協会に委託することができる。

6 公共職業訓練施設の長は、職業訓練に関し高い識見を有する者でなければならない。

(国、都道府県及び市町村による配慮)

第十六条 国、都道府県及び市町村は、その設置及び運営について、公共職業訓練施設が相互に競合することなくその機能を十分に発揮できるよう、配慮するものとする。

第十六条の二及び第十六条の三を削り、第十七条から第二十二条までを次のように改める。

第二十三条第一項中「専修職業訓練校における養成訓練及び」を「公共職業訓練施設(労働省令で定めるものに限る。))及び能力再開発訓練、技能開発センターにおける」に、「法定職業訓練」を「準則訓練」に、「行ない」を「行なう」に改める。

第二十四条第一項中「第四章の規定により設立された職業訓練法人、職業訓練法人連合会若しくは職業訓練法人中央会」を「職業訓練法人、中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行おう」に改める。

第二十五条の見出しを「(事業主等の設置する職業訓練施設)」に改め、同条中「第二十二條の規定にかかわらず及び」を「その設置する」を削り、「の名称中に専修職業訓練校、高等職業訓練校」として職業訓練校に、「という文字を用いる」を「を」に改める。

第二十六条を削り、第二十七条中「行なう」を「行い」に改め、同条を第二十六条とし、同条の次に次の節名及び二条を加える。

第二節 職業訓練指導員等

第二十七条 職業訓練大学校は、準則訓練において訓練を担当する者(以下「職業訓練指導員」という。)にならうとする者又は職業訓練指導員に対し、必要な技能を付与することによつて、職業訓練指導員を養成し、又はその能力の向上に資するための訓練(以下「指導員訓練」という。)並びに職業訓練に関する調査及び研究を行うものとする。

2 職業訓練大学校は、前項に規定する業務を行うほか、職業訓練に必要業務で労働省令で定めるものを行うことができる。

3 国は、職業訓練大学校を設置する。

4 職業訓練大学校でないものは、その名称中に職業訓練大学校という文字を用いてはならない。

(指導員訓練の基準等)

第二十七条の二 指導員訓練の訓練課程の区分及び訓練課程ごとの教科、設備その他の事項に関する基準については、労働省令で定める。

2 第二十四条の規定は、指導員訓練について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「第十条」とあるのは、「第二十七条の二第一項」と読み替えるものとする。

「第四節 職業訓練指導員」を削る。

第二十八条第一項中「養成訓練及び能力再開発訓練」を「準則訓練(養成訓練及び能力再開発訓練に限る。)」に改める。

第三章第三十条の次に次の一節を加える。

第三節 事業主等の行う職業訓練に対する援助助成等

(職業訓練に関する調査研究等)

第三十条の二 国は、職業訓練の普及及び振興に資するため、中央職業能力開発協会の協力を得て、職業訓練に関する調査及び研究並びに職業訓練に関する情報の収集及び整理を行い、事業主、労働者その他の関係者が当該調査及び研究の成果並びにこれらの情報を利用することができ、するように努めなければならない。

(事業主等に対する援助)

第三十条の三 国及び都道府県は、事業主等の行う職業訓練について、次の援助を行うように努めなければならない。

一 職業訓練指導員を派遣すること。
二 教材その他職業訓練に必要な資料を提供すること。

三 職業訓練の計画及び運営に関する助言及び指導その他職業訓練に係る技術的な援助を行うこと。

四 委託を受けて職業訓練の一部を行うこと。
五 前各号に掲げるもののほか、公共職業訓練施設を使用させる等の便益を提供すること。

2 前項の規定により国及び都道府県が事業主等に対して援助を行う場合には、中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会と密接な連携の下に行うものとする。

(事業主等に対する助成等)

第三十条の四 国は、事業主等の行う職業訓練の振興を図り、並びに職業訓練を受ける労働者に有給休暇を与えること及び労働者に公共職業訓練施設等の行う職業訓練を受けさせること等の措置が事業主によつて講じられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

「第四章 職業訓練団体」を「第四章 職業訓練法人」に改める。

「第一節 職業訓練法人」を削る。

第三十二条第二項ただし書を削る。
第三十五条第四項中「この節」を「この章」に改める。

「第二節 職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会」を削る。

第四十四条から第六十一条までを次のように改める。

第四十四条から第六十一条まで 削除
第六十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該職種のうち、等級に区分することが適当でない職種として労働省令で定めるものについては、等級に区分しないで行うことができる。

第六十三条第一号中「法定職業訓練」を「準則訓練」に改める。

第六十四条第三項中「中央技能検定協会」を行なわせる」を「中央職業能力開発協会」に行なわせる」に改め、同条第四項中「都道府県技能検定協会」を行なわせる」を「都道府県職業能力開発協会」に行なわせる」に改める。

「第六章 技能検定協会」を「第六章 職業能力開発協会」に改める。

「第一節 中央技能検定協会」を「第一節 中央職業能力開発協会」に改める。

第六章第一節中第六十七条の前に次の一条を加える。

(中央協会の目的)

第六十六条の二 中央職業能力開発協会(以下「中央協会」という。)は、職業訓練及び技能検定の基本理念の具現に資するため、都道府県職業能力開発協会の健全な発展を図るとともに、国及び都道府県と密接な連携の下に職業訓練及び技能検定の普及及び振興を図ることを目的とする。

第六十七条第一項中「中央技能検定協会(以下「中央協会」という。)」を「中央協会」に改め、同条

第二項中「中央技能検定協会」を「中央職業能力開発協会」に改める。

第六十九条を次のように改める。

(業務)

第六十九条 中央協会は、第六十六条の二の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 会員の行う職業訓練及び技能検定に関する業務についての指導及び連絡を行うこと。
二 事業主等の行う職業訓練に従事する者及び都道府県技能検定委員の研修を行うこと。

三 職業訓練及び技能検定に関する情報及び資料の提供並びに広報を行うこと。
四 職業訓練及び技能検定に関する調査及び研究を行うこと。

五 職業訓練及び技能検定に関する国際協力を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、職業訓練及び技能検定の推進に関し必要な業務を行うこと。

2 中央協会は、前項各号に掲げる業務のほか、第六十四条第三項の規定による技能検定試験に関する業務を行うものとする。

第七十条第一号及び第二号を次のように改める。

一 都道府県職業能力開発協会
二 職業訓練及び技能検定の推進のための活動を行う全国的な団体
第七十一条第一項中「都道府県技能検定協会」を「都道府県職業能力開発協会」に改める。

第七十三条中「都道府県技能検定協会」を「都道府県職業能力開発協会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(創立總會)

第七十三条の二 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに会議の開催日の少なくとも二週間前までに公告して、創立總會を開かなければならない。

2 定款の承認その他設立に必要な事項の決定

は、創立總會の議決によらなければならない。

3 創立總會の議事は、会員の資格を有するもので、その創立總會の開催日までに発起人に対して会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

第七十五条第一項中第十二号を第十五号とし、第七号から第十一号までを三号ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 参与に関する事項
九 中央技能検定委員会に関する事項

第七十五条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 業務に関する事項
第七十六条第一項中「一人」の下に「理事長一人」を加え、同条に次の五項を加える。

3 会長は、中央協会の代表とし、その業務を総理する。

4 理事長は、中央協会の代表とし、定款で定めるところにより、会長を補佐して中央協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

5 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して中央協会の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行う。

6 監事は、中央協会の業務及び経理の状況を監査する。

7 監事は、会長、理事長、理事又は中央協会の職員を兼ねてはならない。

第七十七条の次に次の五条を加える。

(代表権の制限)

第七十七条の二 中央協会と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、定款

で定めるところにより、監事が中央協会を代表する。

(参考)

第七十七条の三 中央協会に、参与を置く。

2 参与は、中央協会の業務の運営に関する重要な事項に参与する。

3 参与は、職業訓練又は技能検定に關し学識経験のある者のうちから、会長が委嘱する。

4 前三項に定めるもののほか、参与に關し必要な事項は、定款で定める。

(中央技能検定委員)

第七十七条の四 中央協会は、第六十九条第二項の規定により技能検定試験に係る試験問題及び試験実施要領の作成に關する業務その他技能検定試験の実施に係る技術的な事項に關する業務を行う場合には、中央技能検定委員に行わせなければならない。

2 中央協会は、中央技能検定委員を選任しようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

(決算関係書類の提出及び備付け等)
第七十七条の五 会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

(総会)
第七十七条の六 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回、通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
い。

一 定款の変更
二 事業計画及び収支予算の決定又は変更
三 解散
四 会員の除名
五 前各号に掲げるもののほか、定款で定める事項

4 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

第八十条第二項中「中央協会と類似の技能検定の推進のための活動を行なう」を「職業訓練又は技能検定の推進について中央協会と類似の活動を行う」に改める。

第八十一条中「事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録」を「第七十七条の五第一項に規定する書類に改める」。

第八十四条を次のように改める。
(中央協会に対する助成)
第八十四条 国は、中央協会に対して、その業務に關し必要な助成を行うことができる。

第八十五条の見出しを「(中央協会の役員等の秘密保持義務)」に改め、同条中「職員」の下に「(中央技能検定委員を含む)」を加え、「その職務」を「中央協会の行う技能検定に關する業務に係る職務」に改める。

第八十六条中「第五十条、第五十三条第二項から第四項まで及び第六項並びに第五十四条から第五十六条まで」を削る。

「第二節 都道府県技能検定協会」を「第二節 都道府県職業能力開発協会」に改める。
第六章第二節中第八十七条の前に次の一条を加える。
(都道府県協会の目的)
第八十六条の二 都道府県職業能力開発協会(以下「都道府県協会」という。)は、職業訓練及び技能

能検定の基本理念の具現に資するため、都道府県の区域内において、当該都道府県と密接な連携の下に職業訓練及び技能検定の普及及び振興を図ることを目的とする。

第八十七条第一項中「都道府県技能検定協会(以下「都道府県協会」という。))」を「都道府県協会」に改め、同条第二項中「技能検定協会」を「職業能力開発協会」に改める。

第八十九条及び第九十条を次のように改める。
(業務)
第八十九条 都道府県協会は、第八十六条の二の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 会員の行う職業訓練及び技能検定に關する業務に關する指導及び連絡を行うこと。
二 職業訓練に關する技術的な事項について事業主、労働者等に対して、相談に応じ、並びに必要な指導及び援助を行うこと。
三 事業主、労働者等に対して、技能労働者に關する情報の提供等を行うこと。
四 事業主等の行う職業訓練でその地区内において行われるものに従事する者の研修を行うこと。

五 その地区内における職業訓練及び技能検定に關する情報及び資料の提供並びに広報を行うこと。
六 その地区内における職業訓練及び技能検定に關する調査及び研究を行うこと。
七 前各号に掲げるもののほか、その地区内における職業訓練及び技能検定の推進に關し必要な業務を行うこと。

2 都道府県協会は、前項各号に掲げる業務のほか、第六十四条第四項の規定による技能検定試験に關する業務を行うものとする。

(会員の資格等)
第九十条 都道府県協会の会員の資格を有するものは、次のものとする。

一 都道府県協会の地区内に事務所を有する事業主等で、職業訓練を行うもの
二 都道府県協会の地区内において職業訓練又は技能検定の推進のための活動を行うもので、定款で定めるもの
三 前二号に掲げるもののほか、定款で定めるもの

2 都道府県協会は、前項各号に掲げるものが都道府県協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付けてはならない。

第九十二条の見出しを「(役員等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 都道府県協会に、参与を置く。
第九十二条の次に次の二条を加える。
(都道府県技能検定委員)
第九十二条の二 都道府県協会は、第八十九条第二項の規定により技能検定試験の実施に關する業務を行う場合には、当該業務のうち技能の程度の評価に係る事項その他の技術的な事項については、都道府県技能検定委員に行わせなければならない。

2 都道府県協会は、都道府県技能検定委員を選任しようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

(都道府県協会に対する助成)
第九十二条の三 都道府県協会は、都道府県協会に対して、その業務に關し必要な助成を行うことができる。

2 国は、前項に規定する助成を行う都道府県に対して、これに要する経費について補助することができる。

第九十三条の見出しを「(国等の援助)」に改め、同条中「都道府県及び雇用促進事業団」を「国及び都道府県」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(都道府県協会の役員等の秘密保持義務)
第九十三条の二 都道府県協会の役員若しくは職員(都道府県技能検定委員を含む。)又はこれら

昭和五十三年四月十八日 衆議院會議録第二十三号 職業訓練法の一部を改正する法律案及び同報告書

の職にあつた者は、都道府県協会の行う技能検
定に関する業務に係る職務に関して知り得た秘
密を漏らし、又は盗用してはならない。

第九十四条中「第八十五条の規定は都道府県
協会の役員等の秘密保持義務について」及び「第
四十八条、第五十条、第五十三条第二項から第四
項まで及び第六項、第五十四条から第五十六条ま
で」を削り、「第七十四条、第七十五条、第七十七
条」を「第七十三條の二から第七十五條まで、第
七十六條第三項、第五項（理事長に係る部分を除
く）、第六項及び第七項（理事長に係る部分を除
く）、第七十七條、第七十七條の二（理事長に係
る部分を除く）、第七十七條の三第二項から第四
項まで、第七十七條の五、第七十七條の六」に改
める。

第九十八條の見出しを「労働大臣の助言及び勧
告」に改め、同条第二項を削る。

第九十九條中「専修職業訓練校」を「職業訓練校」
に改め、同条の次に次の一条を加える。

（雇用保険法との関係）

第九十九條の二 国による公共職業訓練施設（身
体障害者職業訓練校を除く。）及び職業訓練大学
校の設置及び運営、技能検定の実施に要する経
費の負担並びに第三十條の三第一項、第三十條
の四、第八十四条及び第九十二條の三第二項の
規定による助成等は、雇用保険法（昭和四十九
年法律第十六号）第六十三條に規定する能力
開発事業として行う。

第百三条中（第九十四条において準用する場合
を含む。）を「又は第九十三條の二に、「三万円」
を「十万円」に改める。

第百四条中「三万円」を「十万円」に改める。

第百六条各号列記以外の部分中「三万円」を「十
万円」に改め、同条第一号中「行なつた」を「行つ
た」に改め、同条第二号中の規定又は第九十四条
において準用する第四十八條を「又は第九十條第
二項」に改め、同条中第七号を削り、第六号を第
七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り
下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第七十七條の五第一項（第九十四条におい
て準用する場合を含む。以下この号において
同じ。）の規定に違反して、同項に規定する書
類を備えて置かないとき。

第百七条各号列記以外の部分中「連合会又は
中央会の発起人、役員」を「の役員」に、「一万円」
を「五万円」に改め、同条第一号中「又は第四十六
條を削り、「行なつた」を「行つた」に改め、同条
第二号中（第六十一條において準用する場合を含
む。）を削り、同条第三号中（第六十一條におい
て準用する場合を含む。）又は第四十一條第三項」
を「又は第三項」に改め、同条第五号中「又は第六
十一條」及び「若しくは労働大臣」を削り、同条第
六号及び第七号中「又は第六十一條」を削り、同条
第八号から第十号までを削り、同条第十一号中
「事業報告書、貸借対照表、収支決算書又は」を削
り、同条を同条第八号とする。

第百八条中「第二十二條」を「第十四條第二項、
第二十七條第四項」に改め、「第四十四條第二項」
を削り、「五千元」を「三万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十三年十月一日から
施行する。ただし、第二十四條、第三十二條、
第四十四條から第六十一條まで、第六十四條、
第六十七條、第六十九條、第七十條、第七十一
條及び第七十三條の改正規定、同条の次に一條
を加える改正規定、第七十五條及び第七十六條
の改正規定、第七十七條の次に五條を加える改
正規定、第八十條、第八十四條から第八十六條
まで、第八十七條、第八十九條、第九十條及び
第九十二條の改正規定、同条の次に二條を加え
る改正規定、第九十三條の次に一條を加える改
正規定、第九十四條、第百三條、第百四條、第
百六條及び第百七條の改正規定並びに第百八條
の改正規定（第二十二條）を「第十四條第二項、
第二十七條第四項」に改める部分を除く。並び
に次条第二項、附則第十條第二項及び第二十條
から第二十三條までの規定並びに附則第二十四
條の規定（労働省設置法（昭和二十四年法律第
百六十二号）第十條の二第三号の改正規定を除
く。）は、昭和五十四年四月一日から施行する。
（名称の使用制限に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に職
業訓練校という文字を用いているものについて

は、改正後の職業訓練法（以下「新法」という。）
第十四條第二項の規定は、この法律の施行後六
月間は、適用しない。

2 職業訓練法第六十七條第二項の改正規定及び
同法第八十七條第二項の改正規定の施行の際現
にその名称中に中央職業能力開発協会又は都道
府県名を冠した職業能力開発協会という文字を
用いているものについては、新法第六十七條第
二項又は第八十七條第二項の規定は、職業訓練
法第六十七條第二項の改正規定及び同法第八十
七條第二項の改正規定の施行後六月間は、適用
しない。

（公共職業訓練施設に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前の職業訓
練法（以下「旧法」という。）第十五條第二項又は
第十九條第一項の規定により都道府県又は市町
村が設置している専修職業訓練校及び高等職業
訓練校は、新法第十四條第一項第一号に掲げる
職業訓練校となるものとする。

2 この法律の施行の際現に旧法第十八條第二項
の規定によりされている委託は、新法第十五條
第五項の規定により都道府県にされている委託
とみなす。

（都道府県職業能力開発協会の設立準備行為）
第四条 都道府県職業能力開発協会の会員になろ
うとするものは、昭和五十四年四月一日前にお
いても、定款の作成、創立総会の開催、設立の
認可の申請その他都道府県職業能力開発協会の

設立に必要な行為をすることができ。

(職業訓練法人連合会等に関する経過措置)

第五条 職業訓練法第四十四条から第六十一条までの改正規定、同法第六十七條第一項の改正規定及び同法第八十七條第一項の改正規定(以下「法人に関する改正規定」という。)の施行の際現に存する職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会、中央技能検定協会並びに都道府県技能検定協会(これらの法人であつて、清算中のものを含む。)については、旧法は、法人に関する改正規定の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなお効力を有することとされた旧法は、同項に規定する職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会、中央技能検定協会並びに都道府県技能検定協会について、次条第四項に規定する解散等によるその消滅の時に、失効するものとする。

3 中央職業能力開発協会が成立した時に現に存する職業訓練法人連合会及び都道府県技能検定協会については、当該都道府県の区域内において都道府県職業能力開発協会が成立するまでの間、都道府県職業能力開発協会とみなして、新法第七十条及び第七十一条第一項の規定を適用する。

第六条 職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会は、法人に関する改正規定の施行の日から起算して一年を経過する日までの間において、総会の議決を経て、中央職業能力開発協会の発起

人に対し、その一切の権利及び義務を中央職業能力開発協会が承継すべき旨を申し出ることができ。

2 前項の議決については、旧法第五十六条第四項ただし書(旧法第八十六条において準用する場合を含む。)の規定による議決の例による。

3 中央職業能力開発協会の発起人は、第一項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、労働大臣に申請してその認可を受けなければならぬ。

4 前項の認可があつたときは、職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の一切の権利及び義務は、中央職業能力開発協会の成立の時に、中央職業能力開発協会に承継されるものとし、職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、旧法及び他の法令の規定中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

5 前項の規定により職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第七条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して一年を経過した時に現に存する職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会は、旧法第五十七條第一項又は第七十八條第一項の規定にかかわらず、その時に解散する。この場合における解散及び清算については、旧法第五十七條第

一項第三号又は第七十八條第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。

第八条 職業訓練法人連合会又は都道府県技能検定協会は、法人に関する改正規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間において、総会の議決を経て、都道府県職業能力開発協会の発起人(附則第四条の規定により都道府県職業能力開発協会の設立に必要な行為をするものを含む。)に対し、その一切の権利及び義務を都道府県職業能力開発協会が承継すべき旨を申し出ることができ。

2 前項の議決については、旧法第五十六条第四項ただし書(旧法第九十四条において準用する場合を含む。)の規定による議決の例による。

3 附則第六条第三項から第五項まで及び前条の規定は、職業訓練法人連合会又は都道府県技能検定協会について準用する。この場合において、附則第六条第三項中「中央職業能力開発協会の発起人」とあるのは「都道府県職業能力開発協会の発起人(附則第四条の規定により都道府県職業能力開発協会の設立に必要な行為をするものを含む。)」と、「第一項」とあるのは「附則第八條第一項」と、「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「中央職業能力開発協会」とあるのは「都道府県職業能力開発協会」と、前条中「一年」とあるのは「二年」と、「第七十八

条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する旧法第七十八條第一項」と、「第七十八條第一項第三号」とあるのは「第九十四条において準用する旧法第七十八條第一項第三号」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の各改正規定の施行前(附則第五條第一項に規定する職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会、中央技能検定協会並びに都道府県技能検定協会については、同項の規定によりなお効力を有することとされる旧法の同条第二項に規定する失効前)にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

2 職業訓練法第三條の改正規定の施行前(附則第五條第一項に規定する中央技能検定協会及び都道府県技能検定協会については、同項の規定によりなお効力を有することとされる旧法の同条第二項に規定する失効前)に中央技能検定協会又は都道府県技能検定協会の役員又は職員にあつた者が職業訓練法第三條の改正規定の施行後(附則第五條第一項に規定する中央技能検定協会及び都道府県技能検定協会については、同項の規定によりなお効力を有すること

昭和五十三年四月十八日 衆議院會議録第二十三号 職業訓練法の一部を改正する法律案及び同報告書

七八六

とされる旧法の同条第二項に規定する失効後)に於て旧法第八十五条(旧法第九十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反する行為に対する罰則の適用についても、前項と同様とする。

(雇用保険法の一部改正)

第十一条 雇用保険法の一部を次のように改正する。

第十五条第三項ただし書中「職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第十四条に規定する公共職業訓練施設(第六十三条第一項第二号及び第五号において「公共職業訓練施設」という。)」を「国、都道府県及び市町村並びに雇用促進事業団が設置する職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第十四条第一項に規定する職業訓練施設」に改める。

第六十三条第一項第二号中「を設置し、又は運営すること」を「又は職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第十四条第一項に規定する職業訓練施設を含む。」を設置し、又は運営すること」とに改め、同項第五号中「以下この号において同じ。」を削り、同項第六号中「及び技能検定」を「技能検定」に改め、「行うこと」の下に「及び技能検定を促進するために必要な助成を行う都道府県に対して、これに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと」を加える。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第十二条 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律

第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「高等職業訓練校」を削る。

第三十五条を次のように改める。

(都道府県知事の要請等)

第三十五条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において行われる職業訓練の推進のために必要があるときは、事業団に対して、公共職業訓練施設の運営その他職業訓練の実施に関する事項について、報告を求め、及び必要を要請をすることができる。

附則第十八条及び第十九条を次のように改める。

(高等職業訓練校に関する暫定措置)

第十八条 事業団は、第十九条に規定する業務のほか、職業訓練法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第 号。以下「改正法」という。)の施行の際現に設置している改正法附則第十二条の規定による改正前の第十九条第一項第一号の高等職業訓練校を次条第一項の規定により職業訓練短期大学校又は技能開発センターへ転換させるまでの間、改正法による改正後の職業訓練法(次項において「新職業訓練法」という。)第十四条第一項に規定する職業訓練施設として、なお引き続き、その設置及び運営を行うことができる。

2 前項の規定により事業団が設置及び運営を行う高等職業訓練校は、新職業訓練法第十四

条第一項第一号に掲げる職業訓練のうち労働省令で定めるものを行うものとする。この場合において、当該職業訓練のうち能力再開訓練で、求職者に対して行うものは、無料とするものとする。

3 第一項に規定する業務については、これを第十九条第一項第一号に規定する業務とみなして、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十三条の四第一項第十二号及び第三百四十八条第二項第十九号の規定を適用する。

4 第二十条及び第三十七条第一項(第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。)の規定は、第一項に規定する業務について準用する。

5 第一項に規定する業務は、第四十条第三号の規定の適用については、第十九条に規定する業務とみなす。

第十九条 事業団は、関係地域における雇用及び産業の動向、職業訓練の実施状況その他の事情を考慮しつつ、前条第一項の規定により設置及び運営を行う高等職業訓練校を職業訓練短期大学校又は技能開発センターへ転換させるように努めるものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業団は、前項の規定により高等職業訓練校を職業訓練短期大学校又は技能開発センターへ転換させるために実施した措置及び実

施しようとする措置について、毎事業年度、労働大臣に報告しなければならない。

3 労働大臣は、第一項の規定による事業団が講ずる措置について必要があると認めるときは、事業団に対し、必要な指示をすることができる。

(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)

第十三条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「行なり」を「行う」に、「専修職業訓練校又は高等職業訓練校」を「職業訓練校」に改め、同条第二項中「専修職業訓練校」を「職業訓練校」に改める。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

第十四条 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「専修職業訓練校」を「職業訓練校」に改める。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第十五条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「専修職業訓練校」を「職業訓練校」に改める。

(特定不況業種離職者臨時措置法の一部改正)

第十六条 特定不況業種離職者臨時措置法(昭和

五十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「専修職業訓練校」を「職業訓練校」に改める。

(勤労青少年福祉法の一部改正)

第十七条 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「第八条第一項に規定する法定職業訓練」を「第十条に規定する準則訓練」に、「行なう」を「行う」に、「当該職業訓練」を「職業訓練」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第十八条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ト中「第十五条又は第十九条の規定により設置される専修職業訓練校、高等職業訓練校」を「第十五条第二項又は第三項の規定により設置される職業訓練校並びに同項の規定により設置される」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第十九条 地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第九号中「専修職業訓練校」を「職業訓練校」に改める。

(所得税法の一部改正)

第二十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中

職業訓練法人	職業訓練法
職業訓練法人中央会	
職業訓練法人連合会	

職業訓練法

中央技能検定協会	職業訓練法
中央漁業信用基金	
中小漁業融資保証法	

中央漁業信用基金	
中央職業能力開発協会	

中小漁業融資保証法

職業訓練法

に改め、都道府県技能検定協会の項を次のように改める。

都道府県職業能力開発協会

職業訓練法

(法人税法の一部改正)

第二十一条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中

職業訓練法人	職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)
職業訓練法人中央会	
職業訓練法人連合会	

職業訓練法人 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)

職業訓練法

中小漁業融資保証法

中央漁業信用基金	中小漁業融資保証法
中央職業能力開発協会	職業訓練法

技能検定協会の項を次のように改める。

都道府県職業能力開発協会

職業訓練法

(地方税法の一部改正)

第二十二條 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第一号中「職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会、中央技能検定協会及び都道府県技能検定協会」を「中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会」に改める。

第七十三條の四第一項第三号中「職業訓練法人連合会若しくは職業訓練法人中央会を、中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会」に改め、同項第二十三号中「中央技能検定協会又は都道府県技能検定協会」を「中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会」に改め、「規定する」の下に「技能検定に関する」

を加える。

(所得税法等の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 附則第五條第一項に規定する職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会、中央技能検定協会並びに都道府県技能検定協会については、附則第二十条から前条までの規定による改正後の所得税法、法人税法及び地方税法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(労働省設置法の一部改正)

第二十四條 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第四十八号中「職業訓練法人中央会及び中央技能検定協会」を「中央職業能力開発協会」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十条の二第三号中「免許」を「訓練及び免

許」に改め、同条第五号中「職業訓練法人中央会及び中央技能検定協会」を「中央職業能力開発協会」に改める。

理 由

最近における雇用及び産業の動向、年齢、学歴及び職業別の就業者の構成割合の変化等に対応し、職業を転換しようとする労働者等に対して行う公共職業訓練の実施体制の明確化、事業主等の行う多様な職業訓練の振興並びに職業訓練及び技能検定の推進を目的とする団体の育成を図るため、所要の措置を講ずることにより、労働者の職業生活の全期間を通じて行われるべき職業訓練及び技能検定に関する制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職業訓練法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における雇用及び産業の動向、年齢、学歴及び職業別の就業者の構成割合の変化等産業経済社会の質的転換に対応する職業訓練及び技能検定に関する制度を確立するため、職業を転換しようとする労働者等に対して行う公共職業訓練の実施体制の整備、事業主等の行う多様な職業訓練の振興及び職業能力開発協会の設立等について必要な措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 総則の改正

1 法律の目的について、職業訓練及び技能検定の普及及び振興を含めたものとなるよう、改めること。

2 職業訓練及び技能検定の基本理念は、生涯訓練及び生涯技能評価を目標に行われるべきであることを明らかにすること。

3 事業主並びに国及び都道府県の職業訓練及び技能検定に関する責務を明確にすること。

(二) 職業訓練の実施

1 労働者は、養成訓練、向上訓練及び能力再開発訓練その他多様な職業訓練を受けることができるよう配慮されること。

2 国及び都道府県は、離職者に対する職業訓練の実施について必要に応じて他の適切な施設に委託することができるようにするほか、職業訓練の実施に当たり、関係地域の労働者の職業の安定及び産業の振興に資するよう、十分配慮すること。

3 専修職業訓練校及び高等職業訓練校の区分を改め、ともに、職業訓練校としてその質的向上を図るとともに、職業訓練施設のそれぞれの役割及び設置主体の分担を明らかにすること。

(三) 事業主等の行う職業訓練に対する援助助成等の拡大

1 国は、職業訓練に関する調査・研究及び

情報の収集・整理を行い、事業主等の利用に供するよう努めること。

2 国及び都道府県は、認定職業訓練以外の事業主等の行う職業訓練についても、広く援助を行うように努めること。

3 国は、事業主等の行う職業訓練の振興、有給教育訓練休暇の奨励及び公共職業訓練施設等への派遣の奨励のための事業主等に対する助成等の措置を講ずることができること。

(四) 職業能力開発協会の設立

職業訓練法人中央会及び中央技能検定協会、都道府県職業訓練法人連合会及び都道府県技能検定協会をそれぞれ統合し、中央及び地方の職業能力開発協会を設立するほか、協会の行う業務及び技能検定委員の地位等に関する規定を整備すること。

(五) その他

1 単一等級技能検定の導入その他所要の規定の整備を行うこと。

2 雇用保険法、雇用促進事業団法等関係法律について所要の改正を行うとともに、従前の制度との関連等必要な経過措置に関する規定を設けること。

(六) 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、昭和五十三年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

今後における産業経済社会の質的転換に対応する職業訓練及び技能検定に関する制度を確立するため、職業を転換しようとする労働者等に対して行う公共職業訓練の実施体制の整備、事業主等の行う多様な職業訓練の振興及び職業能力開発協会の設立等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十三年四月十八日

社会労働委員長 木野 晴夫
衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

職業訓練法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、現在の長期にわたる深刻な雇用失業情勢にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 職業訓練を受講希望する者の意思を尊重し、入校時期等の弾力化を図り、希望者が訓練を受けられるよう態勢を整えること。

一 特に、中高年齢離職者、婦人労働者及び身体障害者のための職業訓練については、職種の開発をも含めて、施設、設備の増加と充実を図ること。

一 訓練受講者の再就職の機会の拡大のため、訓

練習期間の弾力化を図り、各種資格の取得のための便宜を与えらるゝとともに、職業安定機関との連携を密にすること。

一 失業多発地域における職業訓練については、定員の増員、訓練職種を増設等事業の弾力化を図ること。

一 訓練受講中の生活を保障するため、失業給付非受給者が訓練を受講するときの職業訓練諸手当については、今後ともその増額に努めらるゝこと。

一 公共職業訓練施設の技能開発センター又は職業訓練短期大学校への転換に当たっては、一定時期に、画一的に切り替へることなく、現に行われてゐる養成訓練の実施について、新規学卒者及び若年労働者など養成訓練希望者が不当に受講機会を失ふことのないよう運営上、予算上の措置を講ずること。

一 職業訓練短期大学校の訓練内容、施設設備、訓練生の入校資格、修了時の資格等について改善を行うこと。

一 営利を目的としない法人等が行う認定職業訓練に対する補助の拡大を含め認定職業訓練に対する援助、助成の強化を検討すること。

一 生涯職業訓練体制の確立、推進のため、職業教育との関連をも含めた職業訓練制度のあり方、行政機構、職業訓練事業の財政面での強化、職業訓練指導員の資質の向上等について、基本的な検討を更に引き続き進めること。

一 技能検定を必要とするすべての職種に技能検定を拡大することを基本方針とし、現在実施されてゐない第三次産業、装置産業、組作業等の職種についても新たな技能評価方式の研究開発を推進し、作業管理等の能力も加味した検定等の実施についても検討を進めらるゝとともに、技術革新等を考慮し、試験基準等の見直しを行い、検定内容の充実を図ること。

一 中央及び都道府県の職業能力開発協会の運営に当たり、事業主及び労働者の意見が十分反映されるよう措置すること。

衆議院会議録第二十号(中正誤)

ベシ 段 行 誤
六二 二 元 特別 正
六二 三 末 一 法 一部

昭和五十三年四月十八日 衆議院會議録第二十三号

七九〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

大

蔵

省

印

刷

局

107

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号

電話 東京 五八二 四四二一(六六〇)